

平成20年度第1回

八王子市市史編さん審議会

日 時：平成20年6月25日（水）

午後2時から

場 所：八王子市役所本庁舎 第6委員会室

【次 第】

- 1 . 開会
- 2 . 審議会委員委嘱
- 3 . 市長あいさつ
- 4 . 委員の自己紹介、事務局職員の紹介

〔議 事〕

- 5 . 会長、副会長の選出
- 6 . 諮問
- 7 . 会議の取扱いについて（協議）
- 8 . 市史編さんの経過と現状について（報告）
- 9 . その他
- 10 . 閉会

平成 20 年度 第 1 回
八王子市市史編さん審議会
平成 20 年 6 月 25 日

(配付資料一覧)

- 1 . 審議会委員名簿
- 2 . 八王子市市史編さん審議会条例、同施行規則
- 3 . 諮問文 (写)

- 4 . 審議関係資料
 - 資料 1 八王子市史編さんの経過について
 - 資料 1 - 1 市史編さん事業に関する八王子市議会会議録 (抜粋)
 - 資料 1 - 2 今後の情報マネジメントの基本的なあり方について (情報マネジメント検討会検討報告書)
 - 資料 1 - 3 歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査報告および庁内からの市史編さんに対する意見・提案
 - 資料 1 - 4 地域史研究者からの意見・提案
 - 資料 1 - 5 市史編さん室執務体制 (平成 20 年度)

 - 資料 2 市史編さんに関する八王子市の考え方

 - 資料 3 平成 20 年度「市史編さん審議会」スケジュール案
 - 資料 3 - 1 主な自治体史編さんにおける基本構想等の検討状況

参考資料 1 会議の公開に関する指針

八王子市市史編さん審議会委員名簿

平成20年6月25日

NO.	氏 名	選出区分	所 属 等
1	あいはらえつお 相原悦夫	八王子市文化財保護審議会委員	
2	いけがみひろこ 池上裕子	学識経験者	成蹊大学
3	かわいかずろう 河合和郎	商工業関連団体の代表	八王子商工会議所
4	ながさわ み え こ 長澤美恵子	公募市民	
5	はしやまくにお 橋山国雄	市民団体の代表	八王子町会・自治会連合会
6	まえだしげとう 前田成東	学識経験者	東海大学
7	まつおまさひと 松尾正人	学識経験者	中央大学
8	みついしちえこ 光石知恵子	学識経験者	
9	むらまつえいじ 村松英二	公募市民	
10	わたなべただね 渡辺忠胤	学識経験者	

(50音順 敬称略)

八王子市市史編さん審議会条例

平成20年3月28日

八王子市条例第8号

(設置)

第1条 市史編さん事業の適正な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、八王子市市史編さん審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

市史編さんの基本構想の策定に関すること。

市史編さんの編集方針に関すること。

前2号に掲げるもののほか、市史編さん事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議

に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

八王子市市史編さん審議会条例施行規則

平成20年3月31日

八王子市規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市史編さん審議会条例(平成20年八王子市条例第8号。以下「条例」という。)第8条の規定により、八王子市市史編さん審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

学識経験者 5人以内

八王子市文化財保護条例(昭和52年八王子市条例第6号)第42条に基づき設置された八王子市文化財保護審議会の委員 1人

市内で活動する市民団体を代表する者 1人以内

商工業関連団体を代表する者 1人以内

公募による市民 2人以内

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(写)

20 八総市発第 1 0 号
平成 2 0 年 6 月 2 5 日

八王子市市史編さん審議会長 殿

八王子市長 黒 須 隆 一

八王子市史編さんについて (諮問)

八王子市史編さん事業の適正な推進を図るため、八王子市市史編さん審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 . 八王子市史編さんの基本構想及び編集方針について

八王子市史編さんの経過について

大正 15 年 10 月

市制 10 周年記念事業として「八王子」刊行。

昭和 12 年

前年の昭和 11 年（市制施行 20 周年）に企画され、八王子市史稿（謄写版）がまとめられたが未刊に終わる。

昭和 32 年

市制施行 40 周年記念事業として市史編さんを企画。翌 33 年に事業を開始。昭和 38 年 3 月（上巻）、42 年 3 月（下巻）、43 年 1 月（附編）に「八王子市史」を刊行。

平成 18 年度

平成 18 年 6 月 9 日

八王子市議会定例会における山田玲子議員の一般質問に答え、市長が新たな八王子市史編さんの考えを表明。

平成 18 年 12 月

情報マネジメント検討会が、検討報告書において、市制 100 周年記念新市史編さん事業に向けた方針の検討を提言。

平成 19 年度

平成 19 年 4 月 1 日

総合政策部に市史編さん室を設置。市史編さん室長及び職員 1 名を配置。

平成 19 年 5 月 17 日

「歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について（照会）」により、庁内に保管されている歴史的価値を有する公文書の所在調査を実施、12 月に報告書発行。

平成 19 年 6 月 15 日

八王子市議会定例会で山田玲子議員が一般質問。

平成 19 年 7 月 27 日（～ 8 月 31 日）

地域史研究者等からの市史編さんに対する意見聴取を実施、12 月 18 日に報告書発行。

平成 19 年 9 月 12 日

八王子市議会定例会で小林弘幸議員が一般質問。

平成 19 年 10 月 18 日（～ 11 月 20 日）

「市史編さんに対する意見・提案等について（照会）」により、庁内からの市史編さんに対する意見聴取を実施、12 月に報告書発行。

平成 20 年 3 月 10 日

八王子市議会予算等審査特別委員会総括質疑で対間康久議員が質問。

平成 20 年 3 月 11 日

八王子市議会予算等審査特別委員会総括質疑で山田玲子議員が質問。

平成 20 年度

平成 20 年 4 月 1 日

市史編さん室主幹を配置。市史編さん専門員（嘱託員）2 名を配置。

平成 20 年 4 月 8 日

旧稲荷山小学校 2 階に執務室を移転。

平成 20 年 4 月 14 日

職員 1 名を配置。

平成 20 年 4 月 16 日（～ 5 月 28 日）

八王子学園都市大学いちょう塾の講座「八王子の歴史への第一歩」（毎週水曜日開催、全 7 回）を企画、開催。

平成 20 年 6 月 25 日

市史編さん審議会を設立。

市史編さん事業に関する

八王子市議会会議録（抜粋）

- | | | |
|-------------------------|------|--------|
| 1 . 平成 1 8 年第 2 回定例会 | 一般質問 | 山田玲子議員 |
| 2 . 平成 1 9 年第 2 回定例会 | 一般質問 | 山田玲子議員 |
| 3 . 平成 1 9 年第 3 回定例会 | 一般質問 | 小林弘幸議員 |
| 4 . 平成 2 0 年度予算等審査特別委員会 | | 対間康久議員 |
| 5 . 平成 2 0 年度予算等審査特別委員会 | | 山田玲子議員 |

【7 番山田玲子議員】

さて、人づくりという点では、さまざまな取り組みをお伺いいたしました。特に、多文化共生という視点では、まだまだ課題があります。留学生を初め外国籍の方々の家探しのときの保証人の問題や、物価の違いからどうしてもアルバイトをせざるを得ないときに、なかなか受け入れてもらえないなど、よく相談を受けます。今後、多文化共生を理想に掲げる以上、まず市民側の意識の改革が大事であると思われれます。また、多文化共生を推進しながら、芸術家を育てるまちにもなれるような取り組みも要望いたします。

先ほど、郷土資料館を中心とする歴史資料の保管状況をお答えいただきました。さまざまな場所に点在しておりますが、八王子学の構築と普及のため、忘れてはいけない多くの文化財を、10 年後には市民がしっかり理解しやすいような保存、公開の体制をとっていただきたいことを強く要望いたします。

そして、文化的、歴史的に忘れてはならないのは、行政面でのまちづくりの営みの歴史、つまり公文書等、行政が取り組んできた歴史をしっかりと残していくことも貴重な財産であります。こういった公文書等の歴史を知ることが、市民共有の財産であり、八王子独自のまちづくりのエネルギーにもなっていくと思います。現在、公文書の取り扱いについては、市はどのような取り決めをされているのでしょうか、お示してください。

現在、分権時代と言われ、そのまちの歴史はそのまちの行政が残し、みずからが制作し、市民生活に生かしていく以外ありません。そこで、市制 100 周年を目指して、新八王子史の編さんの取り組みを開始していく必要があると考えます。

現在の八王子市史は、昭和 31 年 10 月、市制施行 40 周年記念事業として計画され、翌年 12 月、編さん委員会を組織し、資料の収集、調査に当たり、6 年後の昭和 38 年 3 月、上巻を発刊し、その 4 年後の昭和 42 年 3 月、下巻が発刊され、43 年 1 月、付編が編集されております。その後、昭和 55 年、後藤總一市長のとき、「本来、市史は、一定期間ごとに過去の記録をまとめ、次代への資料となすべきであろうと思いますが、現今の行財政の事情から、いましばらく御猶予をいただかなければなりません」と記され、あえて 40 周年のものを覆刻、再版したとあり、それ以降、新しいものはつくられておりません。40 周年につくられた市史も、おおよそ 10 年かかったと聞いております。

私は、100 周年という大きな節目に発刊できるように、新八王子市史の編さんも今から取り組むべきではないかと考えますが、田中副市長の御見解をお伺いいたします。

これで、2 回目の質問を終わります。

【田中正美副市長】

市史編さんについてお尋ねをいただきました。本市の歴史、文化を知る上におきまして、現在ある八王子市史並びに八王子市議会史は、大変価値の高い文献というふうにもなって

ございまして、私もふだんから重宝させていただいております。前回の市史編さんから既に半世紀が過ぎようとしておりまして、新たな市史編さんにつきましては必要不可欠だということは、御質問者と同じ認識に立っているところでございます。

新しい市史の編さんにつきましては、市制 100 周年という御提案がございましたけれども、目玉事業となる事業だというふうにも思っております、特に相当の時間を要するだろうというふうに思っていますから、できるだけ早い時期に市史編さん室なるものを設置してまいりたいというふうに思っているところでございます。

【7番山田玲子議員】

次に、公文書の取り扱いについてであります。

適切に保管、保存されていることがわかりました。

しかし、合併当時の小宮町や由木村などの行政資料は、それぞれの市民部事務所へ保管しているとのことでした。できればここで、一度そういった合併した旧町村の古文書も含め整理し、できれば本市の行政との歴史が1ヵ所でわかるというような公文書館も必要になってくるかと考えます。先ほど、新八王子史の編さんについては、前向きな御検討もいただきました。市史編さん室も、早く立ち上げてくださるということでしたので、新市史の編さんとともに、この古文書の整理もお願いしたいと思います。

平成 16 年 1 月 19 日、第 159 回国会の本会議の席上、小泉首相は施政方針演説を行い、将来への発展への基盤づくりの一つとして、次のように述べました。「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」と、わずか一文ですが、総理みずから公文書館に言及しております。その後、福田康夫氏を中心に、自民・公明両党の国会議員が中心となり、公文書館制度強化の連盟をつくり、その設立趣意書には、少なくとも全都道府県、主要都市に設置することが挙げられております。

公文書館法第 5 条には、「公文書館は、国立公文書館法の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する」とあります。そのまちづくりの歴史は、市民の歴史でもあります。そういった意味からも、公文書、そのほか文化財とはなっていないが重要な書類の保存、整理、そして市民に公開できるような公文書館も必要であると考えます。特に、近年、オンラインワンのまちづくりをしてきた本市には、さまざまな取り組みがあり、その歴史を残していくのは、行政でしかできないことでもあります。そういった意味からも、新八王子史の編さんと同時に、公文書館も必要であると考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

あわせて、市長にお伺いいたします。ここ数年、厳しい財政難の中にもかかわらず、市民サービス提供のためにさまざまな取り組みをされてまいりました。これから地方自治がさまざまな負担を強いられ、どういう方向性で貴重な財源を生み出し、施策を展開していくのが大事な視点であります。10 年後の 100 周年という歴史の重要な節目を迎えるに当

たり、そのスタートは今から準備すべきであり、また、市民ひとりひとりが 100 周年という歴史の主体者であるとの思いに立つことが必要であります。現在 10 歳の児童も、10 年後は立派な成人となります。子どもたちの立場でも 100 周年を考えていく、つまり、市民の意識の中に市制 100 周年という歴史をとともに創造していく 10 年間になるよう、その意識高揚が新しいまちづくり、人づくりのエネルギーになると考えます。

100 周年を目指して、今後のまちづくり、人づくりという視点から、黒須市長の御見解をお伺いし、私の一般質問を終わります。

【黒須隆一市長】

7 番、山田玲子議員の質問にお答えをいたします。

市制 100 周年に思いを寄せて御質問いただきました。10 年後になるわけですから、自分はどうなっているのかなと、今、御質問を伺いながら考えていたところであります。

10 年後、市制 100 周年となります平成 28 年、2016 年ですけれども、この年は、ゆめおりプランの人口推計では、本市の人口が 60 万人に達する年であります。大体こちら辺がピークじゃないかなというふうに感じられるわけですけれども、私が市政をおあずかりして以来、財政再建や行政改革に積極的に取り組み、財政状況が極めて厳しい中にありまして、先ほどお話がありましたように、都市基盤整備、産業振興、教育、次世代育成にも力を注いできましたのは、まさに将来を見据えたまちづくり、人づくりこそ、市長として果たすべき責務だというふうに来てきたからであります。

地方分権の時代、すなわち都市間競争時代だからこそ、本市が誇るべき歴史、伝統を、市民が共有し大切にしながら、新たな歴史、文化を創造していくこと、まさに不易流行のまちづくりが、オンリーワンのまちづくりにつながっていくというふうに来ています。

また、本市の知的財産であります貴重な公文書の保存、活用の重要性も認識をしております。新たな市史の編さんとあわせまして、公文書館についても前向きに考えたいと思っております。

.

【15 番山田玲子議員】

第 2 の八王子市史の編さんと公文書館について質問させていただきます。

昨年第 2 回定例議会で、一般質問で私は、本市の歴史、伝統を次世代に継承するために、100 周年に向けて本市の新たな市史編さんが必要であり、貴重な公文書の保存、活用の重要性から、公文書館の設置を提案させていただきました。黒須市長より、新たな市史編さんとあわせて、公文書館も前向きに考えていきたいとの御答弁をいただきました。本年 4 月、総合政策部内に新たに市史編さん室が設置されたことに大いに期待し、夢を膨らませているところであります。

振り返ってみますと、八王子市における市史編さんは、大正 15 年、市制 10 周年記念事業、未完に終わった昭和 11 年近くの市制 20 周年記念事業、そして、現在の私たちが八王子市史と呼んでいます市制 40 周年に企画され昭和 38 年から昭和 43 年にかけて刊行された市史編さん事業があります。その後、昭和 55 年、後藤總一市長のとき、本来市史は一定期間ごとに過去の記録をまとめ次代への資料となすべきであろうと思いますが、現在の行財政の事情から、いましばらく御猶予をいただかなければなりませんと記され、あえて 40 周年のものを復刻再版したとあり、それ以降、新しいものはつくられていないのであります。今回の市史編さん事業は、市制 90 周年の平成 18 年度に企画され、100 周年という大きな節目に向けて進み、次世代の八王子を創造していくための夢のある意義深い事業であります。

そこでお伺いいたします。他市にはない自然豊かな歴史や伝統文化にあふれた本市であります。我が町八王子が新たな市史編さんによりさらに住みやすい質の高い都市へと発展していくことを願っております。そうした方向性で 4 月に市史編さん室が設置され、2 ヶ月経過しただけではありますが、市史編さん室の業務の現状と今後の事業計画についてお聞かせください。

次に、公文書の保存と整備についてであります。そもそも近代の公文書館は、18 世紀、フランス革命の後、従来の王や貴族の領地所有や特権に関する証拠文書にかわって、一般市民の利益を守る目的で、国民議会の議事録や記録類などの公共的文書を保存公開する国立文書館がパリに設置されたことに始まります。つまり、革命から生まれた国家は、歴史の中にその正当性を求め、民衆の財産や権利を守ったと言えます。

さて、日々の仕事でつくられてきた公文書も、歴史的な価値を持つものは市民共有の貴重な歴史的財産となります。この財産を保存し、市民の利用に供する仕組みを築いていくことは自治体の責務であり、分権時代における情報公開の観点からも、都市経営の上でも、非常に重要なことと考えます。公文書館は、全国的には都道府県や政令都市を中心に、まだ 50 館が設立されているのみですが、既に多摩地域でも具体的な計画が進行している自治体もあります。公文書の保存整備はすべての自治体の課題であると思います。

そこでお伺いいたします。本市の公文書の保存整備に関する課題と現段階での対応がどのようにしているのかお聞かせください。

【佐藤広市史編さん室長】

私には、2件のお尋ねがありました。

まず、市史編さん室の業務の現状と今後の事業計画についてお答えいたします。

まず、現在の業務は、編さん経験のある自治体の調査、また市内の歴史研究者からの意見の聞き取り、市役所で所有している恩方、由木、横山、由井などの旧役所文書など、歴史的価値のある公文書の確認調査を行っております。

今後の市史編さんの事業計画ですが、まず事務局で計画の素案をつくり、研究者や市民の方々の御意見を伺い、来年度には100周年までの計画決定をし、実務を本格的に進めたいと考えております。

次に、公文書の保存、整備に関する課題と現段階での対応についてお答えいたします。

歴史的価値のある公文書に関する課題は主に3点ございます。第1に、歴史的価値を判断する体制の整備、第2に、旧役場文書の保存整理、第3に、整理や活用のためのスペースの確保などが課題として挙げられます。

そして、現段階での対応ですが、現在各所管で保管している公文書の一元的管理を目指して、総務部や市民部をはじめとする関係部署と協働し、旧役場文書の調査を始めたところ です。

【15番山田玲子議員】

市史編さんについては、庁内の公文書の調査等を始めているということですが、本格的に稼働するのは、来年度に100周年分の計画策定をするというお答えでありました。しかし、現状どう考えていらっしゃるのか。例えば歴史、つまり、時間という観点から編さんしていく。また、分野ですと、女性史や民俗史や、他の自治体にはない本市の特徴をとらえ市史を編さんしていく必要があると考えます。そこで、現段階での可能な範囲で結構ですので、所管としてのお考えをお聞かせください。

次に、公文書の保存と整備に関しては、歴史的判断などのチェック体制の整備、合併した旧役場文書の保存整理、保存や整理活用のスペースの確保などが課題で、現段階では総務部や市民部と市史編さん室とが協力して、歴史的な公文書の調査を開始したというお答えでありました。

そこでお伺いいたします。まず、ふだん業務を行っている市役所の職員ひとりひとりが十分に公文書の価値や意義を認識することが重要であると考えます。職務の異動等も多い中で、この公文書は重要であるといった専門的眼を持つ必要があります。重要な公文書をうっかり破棄したなどあってはもってのほかであります。そういった意味からも、公文書の取り扱いに関する研修が必要であると考えます。ここで示していただいた課題のもと、

職員への研修の計画はあるのでしょうか、お聞かせください。

また、大変将来のこととなるかとも思いますが、国立公文書館などでは、資料のデジタル化を進め、デジタルアーカイブスとしてインターネットで目録の検索や、一部の地図などの閲覧が可能となっております。歴史や伝統の分野においても、ぜひ高度情報社会に対応した先進的な取り組みをしていただきたいと思います。将来の本市でのデジタルアーカイブスについてのお考えをお聞かせください。

【佐藤広市史編さん室長】

まず、現段階での所管としての市史編さんの考え方についてお答えいたします。

あくまでも現時点の所管としての考えですが、生活している市民の視点、このことを基本として、1つは、歴史や伝統文化を生かしたまちづくり、2つに、次世代への歴史、伝統文化の継承、こういった点を据えてみたいと考えております。生活する市民の視点という考え方を貫けば、御質問者が御指摘されました八王子の歴史的特色や、女性あるいは民俗といったものもおのずから包み込むことができるかと思っております。

次に、職員への研修計画についてお答えいたします。歴史的価値のある公文書は市民共有の財産であります。その価値や取り扱いなどに関して、計画的な研修を実施していきたいと考えております。

最後に、デジタルアーカイブス、つまり、記録資料のデジタル化についてでございますが、これは多様な利用者の利便性を考えますと、将来のデジタル化を想定した仕事を行っていききたいと考えております。

【15 番山田玲子議員】

2つ目に、市史編さんと公文書館についてであります。さきの市史編さんから40年が経過し、その間、生活を視野に入れるなど、歴史の見方も大きく変わりました。新たに発見された遺跡や歴史資料も多いと聞いております。また、社会が大きく変動し、地域社会も自治体のあり方も大きく変化をしています。今回の新たな市史編さんをするとう出発された第14代黒須市長の英断に大きく期待するところであります。

今回の新たな八王子市史の編さんがきっかけとなり、まちづくりや観光、さらに人づくりという視点から、学校教育や生涯学習などで活用できるさまざまな資料の蓄積をし、市民が自由に活用できる、まさに生きた新市史編さんの整備をしていただきたい。公文書館とあわせ、市史編さんに向けての市長の御決意をお聞かせください。

新しい発想で知恵を絞り、八王子ならではのまちづくりがさらに進み、希望あふれる新たな市史編さんが順調に進みますことを願い、私の質問を終わります。

【黒須隆一市長】

それから、市史編さんについてお尋ねをいただきました。

これは、時期が来たからつくるというのではなくして、後世の人たちがいろいろな機会に活用できるものにするということが大事なことだろうというふうに思っております。ですから、一部の人の趣味的な仕事というのではなくして、都市経営の観点から、歴史資料を蓄積をして、将来の八王子の姿を市民とともに描くためのものというふうに考えて、質の高い地域経済、あるいは観光、教育文化の形成に資するものとしてまいりたい、このように思っています。

そして、市史編さんと将来の公文書館は関連したものとしてとらえていく必要があるのではないかと。歴史的価値のある公文書を保存して、将来は多方面で活用できるよう対応してまいりたい、このように思っております。

【3 番小林弘幸議員】

続いて、がらっと変わりました、市制施行 100 周年に向け、八王子市史編さん事業についてお尋ねしたいと思います。私はこの市史編さん事業は、本市における先人たちの足跡を記録し、地域の歴史と伝統文化を後世に継承する上で大変重要なものと考えております。そこで、八王子市史編さん事業の準備状況についてお尋ねいたします。本年度から室長を含む 2 名体制で始まったこの市史編さんですが、ことしはその準備だと聞いております。それでは、どのような考えのもとにどのような業務を行っているのか、今年度の事業費もあわせお聞かせいただきたいと思っております。

【佐藤広市史編さん室長】

市史編さんの考え方と、具体的な準備状況、あわせて予算についてのお尋ねです。

まず、編さんの考え方ですけれども、第 1 に、生活する市民の視点、このことを基本とし、第 2 に、大学や地域、市民と協働し、地域の歴史を掘り起こすこと、第 3 に、次世代へ八王子の豊かな歴史や伝統文化を継承する機会とすること、第 4 に、まちづくりや生涯学習、学校教育などで市民が広く活用できるように、歴史資料の整理、再編を進めること、以上の 4 つのことを柱として考えております。

そこで、具体的な準備作業であります、合併した旧の町や村の公文書の調査、収集を行っております。また、地域史研究者からの意見聴取などを行い、市制 100 周年である平成 28 年までの編さん計画の素案づくりを行っております。市史編さん事業は、単なる歴史好きの人たちだけを対象とした仕事ではなく、新たな時代に対応した個性ある八王子市を創造する、市全体にかかわる事業の 1 つであると認識しております。

なお、予算についてでありますけれども、今年度は、マンパワーを中心にしたソフトの準備ということで、予備費約 25 万円を充当させていただいております。

【3 番小林弘幸議員】

続いて、市史編さん事業についてであります。さきの八王子市史は既に企画から 50 年、発行から 40 年が経過しており、その八王子市史では明治 20 年代で叙述を終え、戦争についてはほとんど触れられておりませんでした。私はこの夏、鹿児島県知覧町の知覧特攻平和会館を見学する機会がありました。そこで 1,036 名の若者の中に、井上さん、そして新井さんという八王子市出身の 2 名の存在を知り、また当時の映像や資料を見聞きし、若き特攻隊員とその家族の思いに涙がとまらず、1 枚のハンカチでは足りませんでした。既にさきの大戦から 62 年が経過し、戦争を経験している方々は年々少なくなってきました。こうした戦争の事実など、若い我々はなかなか知る機会がありません。市史編さんで取り組むべき重要な課題の 1 つと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また最近、新しくできた市内の小学校、中学校には、前回の八王子市史は置かれていないとお聞きいたしました。私は、八王子市史が編さんされた暁には、蔵書として八王子市立中央図書館を初め、小学校、中学校の図書館に何冊か置き、市民や児童、生徒たちが学ぶことができるよう、配慮すべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤広市史編さん室長】

八王子市内御出身の特攻隊員の例を出されて、戦争の記録、それから小中学校への配本というお尋ねでした。

まだ最終的な結論ではございませんけれども、学識経験者等の判断もあるかと存じますけれども、八王子の歴史にとって、さきの大戦あるいは日清・日露とかそういったことも重要な歴史的な事項であると考えております。まだ現段階では個人的な見解ですが、戦後62年が経過し、御質問者も御指摘のように、大戦の経験者はごく少数となってきております。若い世代への歴史の継承という観点からも、諸先輩の方々の体験や記憶を公的に記録して残しておくことは重要な課題であると考えております。

また、学校教育に配慮した市史編さんも展開していきたいと考えておりますので、小中学校への配本等は実行していきたいと考えております。

対間康久委員

おはようございます。それでは、自民党市議団の鈴木玲央さん、期待のルーキーの後に、毎度おなじみの対間が質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

ちょっと質問の毛色がいつもと違う点があるんですが、市史編さんについて、まず最初に伺わせていただきます。市史編さんにつきましては、他の議員からもいろいろ質問が出たり、あるいは本年度から着手ということで、なかなか即答ができない点につきましては、こんな考えで進めたいというようなことで結構だと思っております。

平成 28 年を目指して、市制 100 周年ということで、これから市史編さんが始まるということで、まず八王子は有名な歴史学者だとか著名人が数多くいらっしゃるということで、大変期待もしておりますし、我々もその一員として援助していかなきゃいけないと思っております。これから組織づくりが始まるんですが、このような郷土資料家の方や、あるいはほかにどのような形で進めようとしていくのか。簡単に結構でございますので、御答弁をお願いします。

佐藤市史編さん室長

編さんの体制や組織づくりについての御質問ですが、御質問者御指摘のように、八王子市は地域史研究の盛んな土地であります。また、高度な学術研究を行う大学も持つ学園都市でございます。そのような八王子の特徴を生かす方向で、郷土史家の先生方にも御活躍していただける体制、組織づくりを図ってまいりたいと思っております。

対間康久委員

佐藤室長が誕生されまして、歴史学者の中からも佐藤室長は大変有名な方で、今年の夏ごろですか、いろいろその打ち合わせのときに私も呼んでいただいたり、オブザーバーで聞かせていただきまして、和気あいあいと進められていたということで、大変期待しております。その中で、43 名の学者の方がいらっしゃって、43 名の方で始まると思ったら、その中の約半数ぐらいの方が来たという記述があるんですが、そうすると、43 名ぐらいの学者さんをお願いして、参加してくれるのが半数ぐらいと考えていいんですか。それとも、これから煮詰めていく前段と考えてよろしいんですか。お願いします。

佐藤市史編さん室長

御質問の件に関しましては、今年の暮れに市内の郷土史家の方、あるいはさきの市史編さんに当たられた方々、これはまだ私たちが素案をつくる意味で、私たちが事務局として認識している範囲での先生方に市史編さんのあり方をまずお伺いしたという状況でございます。その中には、そのときは御回答いただけませんでしたけれども、後ほど私どもの部

屋に見えて御意見をいただいた方もございます。

まだ、基本的な考え方を決める際の参考にさせていただくということで、御意見を伺った方に編さん業務のことを御依頼するというわけではございません。これからいろんな方々の御意見を聞いて定めていきたいと考えております。

対間康久委員

ありがとうございます。八王子市史というのが現在あります。先生方とか著名人の方、あるいは市民の皆さんから、養蚕や織物を中心とした経済の歴史が今までは非常に中心だということで、そうでないものをつくってほしいと。特に郷土史の先生方のアンケートに書かれているのは、女性史だとか子どもさんだとか、そういう方の歴史が余りないので、こういうものを載せてほしいという要望が出ていたり、どうしても織物史だとか織物否定史だとかになりがちなので、そこら辺をぜひ改善してほしいというような要望が多かったとお聞きしておるんですが、その点についてお答え願います。

佐藤市史編さん室長

いわゆる編さんの対象となる分野についてでございますけれども、さきの市史編さんなどでは、その背景、時代状況もあったかと思えます。また、委員御指摘の辺の新たな時代状況によって必要な分野に関しては、また取り組みをしていく形になるかと思っております。

事務局としましては、20年度に審議会を設置したり、編集委員会も置く予定でございます。また、市民の方々の広範な御意見を聞く中で、対象を定めていきたいと考えております。

対間康久委員

わかりました。そして、これもまだ決まっていないと言われると、そのとおりになってしまうんですが、八王子市史ということで編さんする時代なんですが、石器時代からいろんな先生が書いていらっしゃるようなところから始めるのか、あるいは八王子町として1593年、文禄2年ですか、千人同心が千人町に居住したという八王子のまちの起こりを起点として考えていらっしゃるのか、このいわゆる始まりのところをどこら辺に置いていらっしゃるのか、お答えできればお願いします。

佐藤市史編さん室長

御質問の件ですけれども、まだ私の個人的な考えを申し上げる段階かと思えますけれども、私としては、現在のまちづくりに寄与したいと考えておりますので、現在の課題を整理する中で、なるべく今の社会から過去に入っていくと、そんなスタイルで編さんを進めたら、大勢の方の関心をいただけるのかなと考えております。

対間康久委員

黒須市長のお話の中でも、先生方のアンケートの中でも、今までの市史と違って、これからつくる市史というのは、女性の話、子どもさんの話等々を多く盛り込んで、いわゆるオール八王子としてPRするというようなことが言われております。今までのことを見ると、ほとんど男性史というのが中心なんですけど、女性というのは、例えば、有名な女性で松姫様がいらっしゃいます。松姫様が余りPRもされておられませんし、また、市長の母校であります南多摩高校の前身であります府立第四高女の創始者といわれている横川楳子女史等についても、余り著書に載っていないと感じておるんですが、こちら辺のことを女性史という表現を使っていらっしゃるのか。それとも、各宿場ごとに飯盛り女という女性がいらっしゃったり、いわゆる八王子を庶民の立場から支えたというか、経済の発展をなさせたというか、そういう庶民の方に当てたのか、いろんな点についてはどう考えているんでしょうか。

佐藤市史編さん室長

女性史等に関して御質問ですけど、そういった女性とか子どもとか、少数者の歴史というものも視野に入れていきたいと思っております。

それから、今の歴史学の現状ですと、いわゆる生活史という観点、ふだん暮らしているところから歴史を、生活文化を見直すということは、委員御指摘のように、大変大切なことだと考えております。

対間康久委員

これもその反省の中で、八王子市史というのは分厚くて、そして内容も非常に難しく、研究だとか等々には非常にすばらしくて、レベルが高いと評されているけれども、市民が非常に読みにくいし、一般的でないというように私はいろんなところから聞くんです。そうすると、今後つくりとされているのが、どんなねらい、もう少しだれでも読みやすいものをねらっていらっしゃるのか。それとも、歴史家ですから、いろんな先生方を見ても、この部分は脚色されているとか、あるいはこの点は少しおもしろく改善しているとか、いろいろ聞くんですが、こちら辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

佐藤市史編さん室長

いわゆる編さんの成果をどう考えるかということだと思いますが、それは専門家だけではなくて、一人でも多くの市民の方々が利用できるというようなものを考えていきたいと思っております。もちろん、ユーザーでいらっしゃいます読み手側も理解できるものをつくっていきたいと思っております。ただ、その中で、高い信頼性とか専門性もきちっと担保した中で編さんに当たるのが大切かと考えております。

.

山田玲子委員

第 2 点目に、新八王子市史編さんについて伺います。

市制 100 周年事業として位置づけられました市史編さんは、平成 20 年度予算が計上され、いよいよ本格的なスタートであります。さきの八王子市史によりますと、本市における編さん事業は、市制 10 周年記念事業として行われた今から 82 年前の大正 15 年に初めて行われました。その後、昭和に 2 度、そして、今回の平成の記念すべき事業になるわけであり、そこで、今回の予算編成に当たりまして、現状と課題をどのようにとらえて、どう予算上に反映されたのか伺います。

佐藤市史編さん室長

まず、現状についてですが、全国的に編さん事業を見ますと、歴史家などの専門家主体の編さんから、専門家と連携した市民主体の編さんへ、また、歴史を冊子にまとめることから、活用を目指しての実物の歴史資料を収集、保管することの重視へと移ろうとしている時期ととらえております。こうした方向へ専門家の方々、あるいは市民の皆さんといかに連携して体制をつくるか、そういったことが大きな課題かと思っております。

そこで、平成 20 年度予算は、まず私たち市役所にとって一番身近な公文書あるいは個々の家庭では保存し切れなくなっております古文書の収集、保管、整理などに重点を置いて予算を計上させていただいております。

山田玲子委員

ただいまのお答えでわかりましたことは、市民主体の編さん事業が求められている。そして、資料の保存、活用が課題であるとのことでした。今後、資料をお持ちの市民の方々にも御協力をお願いする必要があると思いますが、まずその前に、庁舎の大規模改修や団塊世代の大量退職などを考えますと、市役所の日々つくられている行政文書、つまり、公文書が失われてしまうおそれがあります。そこで、本市の公文書の保存についての現状と課題は何か伺います。

小林総務部長 公文書につきましては、その保存から廃棄に至るまでの手順を八王子市文書取扱規程で細かく定めておまして、現在はこの規程に基づいて適切に管理しております。課題といたしましては、廃棄する文書のうち、歴史的な価値があるものをどのように識別をして保存をしていくのかということが挙げられると思っております。4 月からは規程を改正して、文書を廃棄する際には事前に市史編さん室と協議をするということにいたしました。現在庁内の検討会でも具体的な方策について議論を進めておりますけれども、そうした歴史的な価値のある文書を廃棄することがないように、そうした取り組みを

予定していきたいと思っております。

山田玲子委員

この4月から、破棄する公文書と歴史的な価値のある公文書との整理を、また、市史編さん室と連携をとられながら、そのシステムづくりに取り組まれる予定とのことでした。

先日、私はさいたま市にあります県立文書館を視察してまいりました。そこに厳格に整理され活用できる状態になっている公文書を見て、その自治体の品格というか、きちっとした歴史に対する考え方を実感いたしました。年金記録漏れ問題、薬害C型肝炎問題などもあり、国レベルでの公文書管理が大きな課題となっております。福田首相や、我が党の浜四津代表代行を先頭にしながら、有識者会議の設置、担当大臣の新設、また文書管理法案の検討と、歴史研究者の御努力もあって、国は取り組みを開始しております。

本市では、市史編さんの重要な課題の1つを公文書の保存整理、保存管理と位置づけていけば、国よりもいち早く昨年から取り組んでいることとなります。いわば黒須市長の即断は国の先を行っていることになるわけです。また、多摩地域でも先駆的な取り組みとなると思います。これから実物の資料を中心に収集し、将来に伝え、活用できるように整理保存されていくわけですが、私は、この取り組みが一過性の記念事業で終わるのではなくて、本市の質を高める、持続する取り組みにしていきたいと思います。田中副市長のお考えをお聞かせください。

田中副市長

公文書に対する見解については、全くそのとおりだというふうに受けとめました。歴史的に価値のあるもの、また、将来価値が生ずる公文書、これは1度廃棄してしまいますと、歴史が消えうせるということになります。そこで、今回の市史編さんの機をとらえまして、庁内的にこれは対応するという形で、将来に禍根を残すことがないように取り組んでまいりたいというふうに思っています。

山田玲子委員

ぜひこの1年間の取り組みに大いに期待したいと思います。

今後の情報マネジメントの基本的なあり方について

(情報マネジメント検討会 検討報告書)

平成18年12月

情報マネジメント検討会

目 次

はじめに	1
1 情報管理の現状と課題	2
(1) 文書管理	2
ファイリング・システム	
過去の行政資料の保存と活用	
(2) 電子情報	3
行政情報ネットワークのグループウェア	
電子メール	
(3) 統計資料	4
(4) 広報関係資料等	5
2 課題解決のために取り組むべき事項について	5
(1) 文書管理の基本的考え方	5
(2) 取組の手順	5
紙ベースと電子データの保存・検索・廃棄原則の確立	
文書名・ファイル名のつけ方及び公開・非公開フォルダの分類基準の整備	
電子メール取扱基準の整備	
統計資料等の共有化及び活用方法	
市政資料室のあり方の検討	
公文書移管基準の整備と公文書館整備に向けた方針の検討	
市制100周年記念新市史編纂事業に向けた方針の検討	
まとめにかえて	8
資料1	
資料2	
付属資料	
検討会開催状況	
構成員名簿	

今後の情報マネジメントの基本的なあり方について (情報マネジメント検討会 検討報告書)

はじめに

「情報マネジメント検討会」は、『行財政改革プラン(平成17～19年度)』のなかで、施策を横断した取組のひとつとして位置付けられている取組項目「情報を統括する体制の整備」(取組 情1、区分：行政経営改革 情報マネジメント)を進めていくうえで必要な検討を行うために、平成17年10月に発足した。

本検討会の役割は、庁内の情報について、媒体の種類に関わらず「収集」、「分析」、「共有」、「発信」する情報マネジメントサイクルを確立するとともに、総合的な活用促進体制の整備を進めるにあたって、現状を把握し、課題を明確にして、今後の具体的な取組の基本方針案をまとめることである。そこで、昨今の著しい情報化の進展に伴う庁内の情報を取り巻く現状が、従来の紙ベースによる「文書管理」の概念では想定し得なかった課題を山積させ、日常業務に支障を来しつつあるとの認識のもとに、

情報を市民と共有する市民参加の視点

情報を庁内で共有し効率的・効果的に活用するとともに、保管・廃棄コストにも配慮する行政改革の視点

市政情報の文化的・歴史的な価値を踏まえた中長期的な視点

を基本として、今後の本市の情報マネジメントの方向性を検討した。その結果をまとめたものが本報告書である。

本報告書で示した取り組むべき事項には、予算措置などを要さず速やかに実行すべきものもあれば、長期的な視野に立ち政策判断を受け、実施計画に位置付けたうえで着手すべきものもある。これからの自治体経営における情報マネジメントの重要性に鑑み、一日も早く、出来るものから具体的な取組につなげていかなければならない。

1 情報管理の現状と課題

(1) 文書管理

ファイリング・システム

現 状

紙ベースで記録された公文書の保有・管理については、昭和58年度の本町から現在地への庁舎移転を機に、それまでの簿冊方式からファイリング・システムに切り替え、保管、保存及び廃棄を行っている。文書、資料等を組織的に分類して整理保管することにより文書の私物化を廃し、不要な文書を積極的に廃棄することを基本とする同システムにより、素早い検索や書庫への保管、廃棄等を秩序立てて行っている。

課 題

長期保存文書の増加等に伴い、保管スペースの確保が困難となっている。特に、国民健康保険年金課及び高齢者支援課でのレセプトの保管スペースの確保が急務である。

レセプトのデジタル情報化については、多摩26市中20市で実施済又は実施予定である。

保存箱に入れて保管する方法は、必要な文書の検索、取出しに時間を要するため、事務効率化の観点から改善策を講じる必要がある。

ファイリング・システム本来の機能を維持するためには、職員に文書の整理や廃棄のルールを継続的に教育する必要がある。しかし、現状は十分徹底されていないため、結果として分類やファイル管理が適切に行われず、文書検索に時間を要するなど業務の非効率化を招いているため、改善策を講じる必要がある。

過去の行政資料の保存と活用

現 状

一般に公開することを前提に市が作成・発行した白書・報告書などの冊子類は、本庁舎5階の市政資料室において保管し、市民への閲覧、複写、貸出サービスを行っている。しかし、各所管課で作成した公文書については、八王子市文書取扱規程に基づき当該所管課で保存年限を定めて上記ファイリング・システムにより管理しており、保存年限終了後は速やかに廃棄している。それら廃棄文書の中には、文書取扱規程で定める「保存年限設定基準」により一律・機械的に廃棄するにはそぐわない歴史的価値を有する文書が内在している実態がある。

一方、本市は市制施行以来、昭和16年の小宮町をはじめとして2町7村との合併を行っているが、合併当時引き継がれた旧町村時代の行政文書については、正式な引継ぎ文書は本庁舎で、それ以外の文書については現在も地域事務所をはじめとする各

事務所で、当時のまま保存されている。これらの文書については、市民から利用（閲覧）要望があるにも関わらず対応することができないのが実態である。

課 題

IT化が進み法令・例規が行政情報ネットワーク上で検索可能となったことや、各行政機関等の情報をインターネットで検索・入手することが可能になったことから、市政資料室の各種行政資料については、市民、職員とも利用が激減（資料1参照）している実態があり、市政資料室自体の役割や存在意義を見直す必要がある。

各所管課で作成した公文書については、廃棄処分前に当該文書の歴史的価値及び保存の必要性の最終チェックを行うための体制整備が必要である。また、保存する必要があると判断された文書についての整理・公開・閲覧に関するシステムづくりも、併せて行う必要がある。

合併前の行政文書については、歴史的価値の高いものが多いと考えられ、上記システムに取り込む方向でその保存方法や公開・閲覧についてのルールを整える必要がある。

前述した保存・整理・公開等を行うための場所を確保する必要がある。

（２） 電子情報

行政情報ネットワークのグループウェア

現 状

平成14年の財務会計システム導入を機に、パソコンの職員一人一台体制が整備され、庁内でのグループウェアの利用が可能となった。このことにより、職員を対象に各所管課で作成した申請書類、各種のマニュアル・手引き類の常設、文書ライブラリの利用等が庁内ネットワーク上でできるようになった。

また、行政情報ネットワークの公開フォルダには、様々な資料、発行物、冊子などが保存され、いつでも自由に参照でき、必要によりプリントアウト等が可能である。その一方で、非公開フォルダについては、各部・課の創意・工夫により各種名簿、月間スケジュールなど職員の個人情報を含んだ文書や、正式な起案文書になる前の下書き、個人メモ等あらゆる文書が混在しているのが実態である。

課 題

庁内共有すべき文書や資料について、グループウェア上の文書ライブラリ、公開ファイルなどのツールを使用するのルールが未整備なため、有無の確認や検索がしにくく、事務の非効率を招いている。

電子データの管理（保存方法等）基準及び廃棄に関する基準が定められていない

ため、適切な管理や更新が行われていない。そのため、グループウェア上に重複して保存されている例も多く、サーバに過大な負担がかかり、グループウェアの機能低下を招いている。また、廃棄が担当者の判断で行われており、情報共有や情報公開の観点から問題がある。

電子メール

現 状

電子メールの普及により、各種事務連絡や会議開催通知など従来紙ベースで行われていたものが、グループウェア上で迅速に収受されるようになった。また、メールチェックも日常業務として位置付けられ、情報の共有化が図られてきているが、一人当たり100MB、組織については200MBというサーバー容量に伴う上限枠もあり、日々の整理を着実にを行う必要がある。

メールの送受信については、「電子メール送受信管理簿」により整理・保全することとしている。

課 題

メールの重要性、緊急性などを考慮した整理や廃棄の統一ルールづくりが必要である。

「電子メール送受信管理簿」による整理については、既に実情に合わなくなっており、早急に見直しを行う必要がある。

メール送信については組織又は個人それぞれのアドレスがあるが、両者の使い分けが明確化されていない。

文書を配信する前に、文書取扱主任のチェックが入るようなシステムが確立されていないため、メール文書の精度が落ちている。

(3) 統計資料

現 状

総務課統計担当は、毎年さまざまな統計を実施し、その結果と分析データを内容とする統計冊子を作成・保存している。各種統計調査は市独自で実施するものもあれば、国からの法定受託事務や都の独自調査に協力する形で行われる場合もある。国や都の調査ではかなり詳細にわたる項目を設けているものの、市として調査結果を分析して活用することができない場合が多い。例えば、本市における調査項目は町単位となっているにもかかわらず、調査結果一覧の冊子になると、市全体での数値表示になってしまうことなどが挙げられる。

毎年1回統計データを冊子にして各課宛送付しているが、十分に活用されている実績はほとんどない。

課 題

本市独自の調査以外の場合は、データ処理が市の意向に沿った形で二次加工できないことが多く、せっかくの調査データが有効に活用できない。
統計資料の有効利用が図られていない。

(4) 広報関係資料等

現 状

広報活動に必要な資料や市勢の PR 活動を通じて蓄積された写真、映像、新聞記事スクラップ、書籍など多数の資料が保存されているが、これらの中には八王子市史編纂以前（昭和 30 年代前半）のものや八王子空襲など歴史的価値をもつ貴重な資料（昭和 29 年以前）も含まれている。（資料 2 参照）

課 題

資料が膨大な量にのぼり、今後も増加することから、保管場所の確保が難しい。内容を充分精査したうえでの保管・整理がされておらず、有効に活用できる状況にない。
経年劣化が進んでおり、早急に分類整理を行い、資料的価値の高いものについては適切な措置を講じる必要がある。

2 課題解決のために取り組むべき事項について

(1) 文書管理の基本的考え方

文書の起案、決裁、保管、検索、廃棄などを合理的・機能的に行うには、ほとんどの文書が電子化されてきた現在では文書管理システムを導入することが望ましい。しかし、100 パーセントの電子化、ペーパーレス化は不可能であること、また、システムの導入・運用に莫大な経費がかかること、情報処理技術や機器は日々進化していること等を考え合わせると、当面は既存のグループウェアの有効活用を徹底することが現実的である。現行ツールの機能を最大限に活用した統一的な情報マネジメント・ルールの確立と徹底、事務の簡素化が、将来の文書管理システムを導入する前提としても不可欠である。

(2) 取組の手順

紙ベースと電子データの保存・検索・廃棄原則の確立

ア．保存・検索

文書管理の基本的な考え方に基づき、現行のグループウェアの中のメタデータ

(情報検索システム)を利用する。メタデータとは、図書館における「図書カード」のようなもので、文書名、作成日時、作成者、要約文、保存年限、保存場所等の必要事項を入力しておくことで検索も容易に行うことができる。これにより、現行の「ファイル基準表」もメタデータ内におくことが可能となり、紙ベースと電子データを一体化して管理することができる。

イ．廃棄

- a．現行の文書取扱規程にある「原本主義」を基本とする。紙ベースと電子データ双方にある現有文書の見直しを早急に行い、廃棄可能なものは、速やかに廃棄する。
- b．後段で述べる公文書館整備を視野に入れた対応として、保存年限が過ぎた行政文書はその歴史的価値を検証する必要性から、廃棄処分前に一箇所に集め総点検を行い、その後不要なものは廃棄処分する。
- c．上記 a． b．を行うための規程整備を早急に行う。

文書名・ファイル名のつけ方及び公開・非公開フォルダの分類基準の整備

基本的には、で述べたメタデータ(情報検索システム)の導入に伴う検討課題とするが、現行のファイル基準表も含め、文書名やファイル名の庁内での統一的な表記・分類等の基準を早急に整備する。

電子メール取扱基準の整備

形骸化している「電子メール送受信管理簿」については、見直しを行うとともに、電子メール送受信の具体的な使用基準、フォルダ名、保存・廃棄のルール等にかかる取扱基準を早急に整備する。

統計資料等の共有化及び活用方法

平成17年度統計分からPDF化したもの(内容によってはPDF化してないものの双方)を市のホームページに掲載することとする。可視データとして発行していた冊子「統計八王子」については、作成数の絞込みを行うとともに、庁内印刷への移行を図る。また、各所管課が独自に行った統計データについては、それぞれの所管で行政情報ネットワーク上に公開し、利活用を促進していくこととし、そのためのルールを整備する。

市政資料室のあり方の検討

職員の利用実態が激減していることや市民サービスの向上・利便性等を考え合わせると、現在市政資料室が担っている役割のうち、市民への閲覧、複写、貸出サービスは図書館等に移行することが妥当であると考え。次項で述べる公文書館整備との関係性も

含め、期限を定めて具体的な移行計画を策定し、実行する。

公文書移管基準の整備と公文書館整備に向けた方針の検討

「1(1) 過去の行政資料の保存と活用」及び「2(2) 紙ベースと電子データの保存・検索・廃棄原則の確立」で述べたが、保存年限を満了した行政文書の中には歴史的意味や価値を有するものが多数存在しており、これらの保存・活用に向けた新たな基準を策定する。新基準策定にあたって前提となる考え方は、以下のとおりである。

ア．公文書館の整備

一律に廃棄する現行制度を改め、廃棄前に一旦他の場所へ公文書を移管し、その歴史的価値等についての調査・研究を行うこととする。そのためのスペース及び機能を確保するため、公文書館の整備（既存施設の活用も含む）を検討する。

公文書館では、必要な文書の仕分け、分類、整理、保存、活用などを主たる業務とする。また、これにより現行のファイリングシステムも維持可能となる。

イ．歴史的価値の評価を行うことのできる人材の確保

公文書館で長期にわたり保管する必要のある文書を適切に評価・選別し、分類・整理を行うためには、通常の文書管理とは異なる原理が適用される。公文書等についての調査・研究を行う専門職員などの配置を含め、専任運営体制整備を検討する。

ウ．歴史的価値ある資料の公開・閲覧への対応

公文書館において分類整理された資料を、職員はもとより一般市民への公開や閲覧等にも対応できるようシステム化を図っていく。

市制100周年記念新市史編纂事業に向けた方針の検討

過去の行政情報は、今日の八王子市政形成の証として、また、地方分権時代の自治体にふさわしい個性あるまちづくりを進めていくために不可欠な政策立案の基礎資料として、市民共有の知的財産である。その歴史的、文化的価値についての市民の関心と理解を喚起し、それらの情報を体系的に編集して市民が活用できるよう資料を公開・提供することが必要である。

このような意味からも、10年後に迫った市制100周年の記念事業として新「八王子市史」の編纂事業を企画し、実施していくことが望ましい。

因みに現在の八王子市史は、昭和31年10月に市制40周年記念事業として計画され、6年後の昭和38年3月に上巻を発行し、その4年後昭和42年3月に下巻が、翌43年1月に附編が編纂されている。

以上の経過を踏まえ、早急に市史編纂準備に着手し、次期実施計画ローリング時には編纂方針・編纂事業計画の策定を明確に位置付け、早期の市史編纂組織整備を目指す必要がある。

まとめにかえて

地方自治体にとって自らの行政運営の根幹をなす政策形成過程の記録を保管することは、地方分権時代の自治体の責務そのものである。

行政における情報マネジメントという観点から文書管理、電子情報、統計資料や広報資料等について現状での課題抽出とその解決に向けて検討を重ねてきたが、いずれの課題にも共通していることは、速やかな解決のための取組が必要だということである。

一人一台パソコンの導入により、個々の職員が作成し管理している電子文書の数は膨大なものとなっており、今後も毎日多数の電子文書が作成されていくと考えられる。これら電子文書の保存や利用のルール化を図るとともに、情報の流失を防ぐための方策をあわせて確立していかなければならない。

また、100周年記念事業の一環としての市史編纂事業などは長期的な施策展開が必要であり、そのためには保存年限を満了した行政文書を評価・選別し、保存するための体制整備を一刻も早く実現しなければならない。今年度末で廃棄されようとしている貴重な「歴史的文書」を確保するためには、少なくとも今年度中の規程整備が必要である。

一日も早く適切な情報マネジメントを実現するため、本検討会の検討結果をここに報告し、以下のとおり提案する。

総務部総務課内に事務局を置き、実務担当者で構成する庁内プロジェクトを設置して、本報告書で明示した取組事項の着実な進捗を図る。

新「八王子市史」編纂については、市制100周年に合わせて発刊することを目標に、平成19年度中に市史編纂準備室を設置し、編纂方法についての具体的な研究・調査に着手する。

紙ベースのデータ、電子データを問わず、市の保有するすべての情報を統括することができるような体制を早期に整備する。

付属資料

検討会開催状況

回	開催日時	検討事項
1	平成17年10月31日	文化財課資料・市政資料室について
2	11月18日	ファイリングシステム・ドミノシティ及び公開ファイルについて
3	12月16日	ホームページについて
4	平成18年 1月20日	統計資料について
5	2月24日	論点整理・報告書の内容について
6	5月15日	報告書の内容について
7	6月16日	報告書の内容について
8	7月13日	報告書の内容と報告後の予定について

構成員名簿

役職名	氏 名	
	平成18年3月31日まで	平成18年4月1日より
総合政策部政策審議室主幹	木内 基容子	
総合政策部広聴広報室主幹	青木 正美	
行政経営部経営管理課長	萩生田 孝	廣瀬 勉
総務部総務課長	尾川 紀子	大澤 幸男
総務部IT推進室主幹	渡辺 孝	鈴木 襄太郎
生涯学習スポーツ部次長	佐藤 広	

検討会事務局：総務部IT推進室

歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査報告

および市内からの市史編さんに対する意見・提案

(平成19年 5月17日付 歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について)

(平成19年10月18日付 市史編さんに対する意見・提案等について)



市民から寄せられた資料(元八王子市郷土資料館運営協議会委員 故池田和夫氏旧蔵資料の一部)

平成19(2007)年12月

八王子市総合政策部市史編さん室

凡 例

- 1 本報告は、平成19年5月17日付「歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について(照会)」と、平成19年10月18日付「市史編さんに対する意見・提案等について(照会)」に対する、各所管からの回答をもとにまとめたものである。
それらに、「公文書の保存について」「アーカイブズへのいざない」を付加した。
 - 2 「歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について」の「2 調査結果のあらまし」における組織の分類と順は、本市のホームページ「市政ガイド 八王子市プロフィール 組織一覧(平成19年12月10日現在)」によった。
 - 3 表紙の写真「七夕まつり」は、産業振興部産業政策課から提供を受けた。また、「はじめに」の次に掲載した写真「市史編さん室で受け入れた旧恩方村の公文書」は、市史編さん室が、恩方事務所で平成19年11月22日に撮影したものである。旧恩方村の公文書は、市民部及び総務部の理解と協力を得て、市史編さん室で保存・活用し、将来的には公開する予定である。
 - 4 本報告をまとめるにあたり、ご協力いただいた各所管、個人には心から感謝申しあげる。
-

目 次

はじめに

歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について・・・1

1 調査の概要

- (1) 調査目的 (2) 調査対象 (3) 調査方法
- (4) 実施期間 (5) 回答率など (6) 確認点数

2 調査結果のあらまし

- (1) 市長部局 (2) 教育委員会 (3) 行政委員会及び議会事務局など

庁内からの市史編さんに対する意見・提案 …………… 3

1 調査の概要

- (1) 調査目的 (2) 調査対象 (3) 調査方法 (4) 実施期間 (5) 回答数

2 寄せられた意見・提案

- (1) 全体的意見・提案 (2) 個別的意見・提案

公文書の保存について …………… 9

1 公文書等を失うとき

- (1) 地域で (2) 庁内で

2 公文書保存の意義 もう一つの視点

アーカイブズへのいざない …………… 11

1 アーカイブズって何？

- (1) アーカイブズ (Archives) とは
- (2) PCからのぞいて見ようアーカイブズ

2 日本のアーカイブズ法制のあゆみ

おわりに

はじめに

自分がいつどこで生まれ、どのような地域で、どんな家庭で育ったのか、関心のない人はいないであろう。自分とは何か、生きていること、働いていることの意味は？

人と組織とは同一ではないが、似たところがある。組織もいつ生まれ、どのような経過を経て今があり、どこに向かっているのだろうか、そう考えることもある。

私たちは、組織としての八王子市と自分の人生とが大きくかかわっている。だから、将来の夢を持って、市民に信頼され、存在感のある職場を仲間と築いて行きたいと、誰もが思うであろう。

そうした新たな創造の世界への第一歩が、ここであつかう歴史的価値のある公文書や、歴史資料に内在している。

仕事や自分自身を、よりながい時間（歴史）と、より広い空間（地域）の軸で、確実な資料をもとにとらえ直す時期が訪れたのではないだろうか。



市史編さん室で受け入れた旧恩方村の公文書（恩方事務所で撮影 平成19年11月）

歴史的価値を有する公文書等の保管状況に関する調査について

1 調査の概要

- (1) 調査目的 歴史的価値を有する公文書等の保存・活用
- (2) 調査対象 郷土資料館収集保管以外の各所管で所有している公文書等
- (3) 調査方法 照会文書をメールで送信し、所定の回答書式で回答
- (4) 実施期間 平成19(2007)年5月17日から同年6月8日まで
- (5) 回答率など 対象所管数106 有効回答数24 有効回答率26%
- (6) 確認点数 約460箱<文書保存箱で>(現時点では点数の把握は不可能)

2 調査結果のあらまし

(1) 市長部局

総合政策部 政策審議室では、合併協議や基本計画策定にかかわる文書を保存している。広聴広報室の広報担当には、昭和26(1951)年4月10日発行の創刊号以降の広報「はちおうじ」が保存されており、大正5(1916)年以降の市勢要覧、昭和30年代(1955~64)からの写真・昭和40年代(1965~74)からの八王子に関する新聞スクラップがある。また、昭和30年代に先の市史で収集した資料も一部保存されている。

市民活動推進部 男女共同参画課に、婦人センター《平成15年(2003)に閉館》に関する資料が、建設資料を中心に保存されている。

総務部 総務課や法制課に、2町(小宮町 浅川町)7村(横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井・由木村)の合併事務に関する文書が保存されている。ほかに、昭和20年代(1945~54)以降の議案に関するもの、旧村の条例や公益質屋、第3回アジア大会自転車競技、市警察に関する文書などが保存されている。

税務部 資産税課には土地台帳が保存されている。この記録で、明治以来の土地利用や所有・地価・租税等の変遷などを解明することができる。家屋台帳は部分的に保存されている。建物の材質や間取りなどを台帳から理解することができる。昭和末年から、毎年、航空写真を撮影しており、航空写真が保存されている。

市民部 市民部総務課では、2町7村の廃置分合資料が保存されている。特に昭和16(1941)年に合併した小宮町の資料(原本は不存在)がある。旧役場から引き継いだ事務所(横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井・浅川・由木)では、明治以来の土地・戸籍関係を中心に文書が保存されている。浅川事務所には、土地台帳や高尾山を中心とする写真アルバムが保存されている。旧恩方村文書、旧元八王子村文書、旧由井村文書などが恩方、元八王子、由井事務所に保存されている。斎場には昭和20(1945)年以降の火葬台帳が保存され、市営火葬場で火葬された記録がある。設備・使用料や残灰処理についての綴りは1冊保存されている。

健康福祉部 地域医療推進課では、富士森公園の一画にあった市立病院関係文書が保存されている。

産業振興部 産業政策課には、昭和39(1964)年7月の七夕まつりの写真を保存している。

環境部 北野衛生処理センターでは、し尿第二処理場に関する文書や工事写真が保存されている。

まちづくり計画部 都市計画室には、昭和33年の地形図(全市域分)47枚がある。これらの著作権は東京都にある。

まちなみ整備部 住宅対策課では、昭和20年代(1945~54)から建設された市営住宅関係の文書を保存している。建築指導課では、昭和20・30年代(1955~64)の航空写真を保存している。

南口再開発推進室 昭和50年代(1975~84)の八王子駅・西八王子駅周辺の航空写真や八王子駅ビル・西放射線関係の写真アルバムを保存している。

道路事業部 管理課では、大正から昭和の道路現況台帳を保存している。財産課では、地租改正絵図を保存している。

水道部 業務課や工務課では、元本郷浄水場青図などや、昭和30年代からの水道事業変更認可や起債・予算・決算に関する文書も保存されている。

会計課 合併した旧町村の収入役引継書のほか、市営競輪、昭和32(1957)年度競走馬譲渡関係文書が保存されている。

(2) 教育委員会

学校教育部 教育総務課では、昭和25(1950)年以降の教育委員会会議録と、規則原簿が保存されている。合併関係会議録、由木村教育委員会会議録も保存している。

生涯学習スポーツ部 中央図書館には、昭和14(1939)年の八王子市街図(39枚)が保存されており、他に故鈴木龍二氏、故きだみのる氏の蔵書や資料が保存されている。

(3) 行政委員会及び議会の事務局など

監査事務局 旧横山村の監査関係書類を保存している。

農業委員会事務局 戦後の自作農特別措置法(農地解放)関係文書が保存されている。

議会事務局 大正15(1926)年参事会会議録以降、現在に至る八王子市市議会会議録が保存されている。合併の旧町村については、町村制のはじまった明治22(1889)年から、恩方村・川口村・加住村・由木村での会議録が保存されている。横山村は昭和16(1941)年、元八王子村は明治25(1892)年、由井村は明治33(1900)年、浅川町は明治29(1896)年から保存されている。小宮町のものには存在していない。

庁内からの市史編さんに対する意見・提案

1 調査の概要

- (1) 調査目的 市史編さんに際しての基本的な考え方や、市史編さん計画の策定に活用するため
- (2) 調査対象 全所管
- (3) 調査方法 照会文書をメールで送信し、所定の回答書式で回答。参考に、『八王子市史』上巻、『八王子市議会史』記述編の目次を添付した。
また、市史編さん事業の普及のため、照会文書に「市史編さん基本構想(仮称)・基本計画(仮称)の策定概念図」を付し、資料として「市史編さんについて」や「市史編さんスケジュール」などを添付した。
- (4) 実施期間 平成19(2007)年10月18日から11月20日まで
- (5) 回答数 27所管

2 寄せられた意見・提案

以下に記述した「寄せられた意見・提案」は、組織としてのもの、個人としてのものが混在している。あえて区別しなかった。また、編集の観点から市史編さん室で「全体的意見・提案」と「個別的意見・提案」とに分類し、分かりやすくするために見出しを付した。見出しは庁内組織名とは一致しない。寄せられた意見・提案の記載順には特に意味はない。

なお、照会に際して、意見や提案にはそれぞれの理由を求めた。その理由は<>内に記載した。

(1) 全体的意見・提案

【内容】

考古学の調査成果・戦国史の研究成果・近世農村史の成果・近現代史の成果など、諸成果を基礎として通史を組み直すほか、千人同心史・織物史・戦災史・近代産業史・教育史など各分野史の成果を生かした市史を編さんすべきである。<前回の市史ではほとんど取り入れられていないか、その後の成果で書き直す必要があるから>

立つ位置によって編さんが難しい歴史があるかもしれないが、歴史家のための市史でなく、市民が未来のまちづくりに資するため建設的な市史編さんというスタンスで行ってほしい。

八王子の歴史を多面的に取り上げる。<現在の市域では、八王子市の歴史を語るのは難しい。桑都や八王子宿と言うだけではない記述があれば>

昭和から平成(現在)への八王子をとり上げる。<現在の市民が「そうか」と納得できるものがあるとよい。それには可視的 脳裏にある 歴史が必要と思う>

市制100周年にふさわしい斬新な企画とともに、地道な正史としての八王子市史の編さんを望む。

市制100周年記念事業であれば、この100年間を中心に掲載すべきではないか。

市史編さん事業終了後の、各種資料の帰属を明確にすること。

【編集・体裁など】

景観から歴史を振り返ることができるようにする。また、現在の景観など、街頭にある石碑などから、歴史を紐解けるようなコーナーがあると、郷土に愛着を感じることができる。

市民が八王子市史について、身近に感じられるよう「概要版的なもの」を作成した方がよい。

索引・総目次を充実させ、調べやすいものにして欲しい。

上巻・下巻ではなく、巻を増やして内容も重さもハンディに。

概要編と詳細編、本編と資料編など、利用目的に応じて使いやすく構成できると良い。

資料編として、主要審議会からの答申や提言などをまとめて欲しい。

分かりやすくするため、文章による説明だけでなく、図表・図版・写真を多くして欲しい。

できるだけ地名、人名等にふりがなをつけて欲しい。

データ類などは紙媒体でなく、CD-ROM版等電子媒体も必要なのではないか。

生まれてからずっと八王子に住んでいる100歳以上の方の声を取り入れる。

写真やイラストを多用して欲しい。

図や写真などを多く用いて、視覚的にも訴えるものにする。

年表で、世界・日本での出来事と対比する。

販売も視野に入れるべきだが、あまり高価にすべきではない。

全体として、堅苦しくない体裁が良いのではないか。

昭和初期頃から近代史では、写真を多く掲載して欲しい。

文章は横書きが読みやすい。

学校の教材としても使えるような工夫が必要である。

学校で市史を活用する。本校の職員図書コーナーに数冊の市史、または市史的な書物があります。残念ながらそれらは活用されていない。＜掲載事項が多い割に教育活動に活用できる事項が少ない。また、学習活動に活用しやすくするには、文字（文章）だけでなく図や写真（視覚的にとらえやすいもの）を多くする。CD等に記録しパソコンで利用できるようにすると、児童へ提供しやすくなる＞

中学生あたりが、市史について教室で勉強し、適切な理解が得られるような「学校教材的なもの」を別冊として教育委員会指導主事及び学校職場と連携して作成した方がよいと思う。

(2) 個別的意見・提案

【歴史・伝統文化など】

資料集としての刊行を望むもの。梶田遺跡（梶田第 遺跡）の発掘調査報告書、船田遺跡の発掘調査報告書（古墳時代以降の報告）、八王子城跡御主殿跡の発掘調査報告書（紙ベースで）、古文書に関するもの（氏照文書集など）

八王子城について＜八王子城の役割を近年の新研究を踏まえて＞

下原刀の歴史＜八王子市域でつくられ、全国に広まった。他には類を見ない鍛冶集団であった＞

幕末から維新にわたる千人同心を中心とした多摩地域との関連性＜日光東照宮護持など、千人同心の果たした役割をアピールすべき＞

八王子の特産物（高倉大根）について

昭和初期における朝鮮半島出身者の旧民間徴用者の動向＜平成18（2006）年に都を通じて国土交通省から日・韓政府間協議の関係でこのことについて遺骨調査があった。市内の寺院に問い合わせ、回答した経緯がある＞

八王子空襲をはじめとする戦時下の事象（事件・事故・市民の暮らし）、復興にいたるまでできるだけ詳細に記述する必要がある。＜この時代の記録の継承は重要である＞

郷土芸能について＜八王子車人形、獅子舞関係はあるが、その他の郷土芸能については先の『八王子市史』で記述が少ないため＞

八王子の文化の変遷 各地域で発生した伝統芸能等の文化、今なお受け継がれている地域の文化を市史とからめて記載する。＜文化は、人々の生活に豊かさや潤いをもたらすもので、市民生活の中に息づいている。生活を営む市民の視点に文化は欠かせない＞

町名の由来について＜生まれ育った八王子市内の町名の由来について、知りたいと思っている市民は多く、また、後世に語り継いで行く必要があると思われるため＞

千人同心ゆかりの地との交流、苫小牧・白糠・七飯・日光との関係も＜歴史と関係が深いため＞

【政策】

3G 構想（市域を5つの地域に区分したうち、グランド・シティ《中心市街地》、ガーデン・サバール《周辺市街地》、グリーン・シティ《周縁丘陵部》のG）、彫刻のまちづくり、学園都市づくり、いちようまつりと銀杏国など、昭和50年代（1975～84）以降の主要政策や市民主体の事業＜各時代にユニークな取り組みとして注目され、紹介された事業について職員間での記憶が薄れつつある＞

旧町村の歴史を系統的に取り上げる。＜八王子市は、多くの町村が合併して出来ているので、合併で市史から消えてしまった町村の歴史を＞

合併前町村を含む行政組織の変遷＜行政の変遷を理解するうえで重要なため＞

合併町村のそれぞれの町村史＜特に多摩ニュータウン地域の歴史について問い合わせが多いため＞

【市民活動】

市民センタ - : 地域拠点・地域住民協議会 / 地域まつり : 八王子まつり・フラワーフェスティバル等 町自連・市民活動支援センター等 手作り公園 (小田野中央公園) ガスパール・カサド国際チェロコンクールin八王子 <コミュニティ施策及び市民との協働によるまちづくりを推進しているため。市民活動団体・地縁団体等の地域活動を支援・連携しており、比較的新しい分野である>

女性史の聞き書き <平成16(2004)年度から八王子の女性の生き方や暮らしぶり、また、時代的な背景を学ぶ講座を開催し、現在では講座受講者等が自主活動グループとして聞き書き活動をしている。

その中で、八王子の産業文化などを影で支えた女性の仕事や生活の様子などもうかがい知ることができた。これまで公になることが少なかったが、貴重な資料であり、市史としてきちんと残すべきであると考える>

市内の大学について <八王子といえば「学園都市」であるから>

【暮らし】

八王子法律相談センター、法律扶助センター(弁護士相談、法律扶助)の概況 <先の『八王子市史』上巻で裁判所、検察庁の記載があるため、弁護の分野も必要であると思われる>

八王子の消費者対策の概況 <市内の相談内容の歴史から消費者問題の変遷を見ることができる>

行政相談委員の活動 <行政相談委員は、総務大臣の委嘱であるが、先の『八王子市史』上巻では民生委員が取り上げられているため、一応掲載しておく>

【保健衛生・地域医療】

先の『八王子市史』上巻・保健衛生の内容が伝染病対策(これも「感染症対策」としたほうがよいかも)と食品・環境・動物衛生に偏っているが、母子保健、成人(老人)保健、精神保健、健康づくり等についても同様にとりあげるべき。

<伝染病【感染症】対策は戦後間もないころでは保健衛生の中心であったが、その後は左に記したような分野の課題や取り組みが大きくなっている。

また、伝染病や食品・環境・動物衛生は保健所の業務であり、今年保健所政令市になるまで東京都が主体で行ってきたが、母子保健等についてはより以前から市が主体として行ってきた業務である。したがってこれらについて触れなければ保健衛生行政のごく一部しか記していない>

市立病院に代わるものとして、大学病院を誘致したこと。昭和55(1980)年、東京医科大学、平成14(2002)年、東海大学八王子病院。 <昭和55(1980)年当時、このような政策は全国にも珍しく、他自治体から注目された>

【こども】

先の『八王子市史』上巻で掲載された幼稚園以降の幼稚園について<昭和30年代(1955~64)以降の設置幼稚園を掲載し、幼稚園教育の沿革を繋ぐ>

先の『八王子市史』上巻で掲載された保育園以降の保育園について<現在の認可保育園数82園までの保育園の沿革を繋ぐ>

母子寮<閉寮までの沿革を掲載し、現在の移行状況までを掲載する>

認可外保育施設(家庭福祉員、保育室、認証保育所)を掲載<昭和30年代後半から認可保育所とともに多様な保育の施設として本市の保育行政を支えてきている>

認定こども園を掲載<幼保連携の施設として、平成19年(2007)度より市内に開園し、今後も施設数が増える予定である>

【自然・環境】

市民の暮らしと環境との関わり<八王子は、みどり豊かな山並みや、その山並みを源流とする多くの河川など、自然環境に大変恵まれ、その恩恵を受け歴史を積み重ねてきた。また、その豊かな自然を将来に引き継ぐべく、自然と調和した思いやりとやさしさを基調としたまちづくりを展開してきたところである。八王子市史を編さんするにあたっては、これらの環境の視点も踏まえながら構築していただきたい>

自然保護と開発<町づくりの形成に影響があるため>

地質・河川(特に川口川)、植生について<多摩川・高尾山関係はあるが、市内その他の地域を記述したものは少ないため>

【まちづくり(ニュータウンなど)】

多摩ニュータウン開発の歴史~国と八王子市のまちづくりの視点~<多摩ニュータウン開発は国策として進められた全国でも数少ない大規模都市計画である。しかし、計画を進める過程では、国や公団の考えるまちづくりと受け入れる市・住民のまちづくりの考え方に相違があり、二転三転しながら現在のまちの形となっている。開発を進めていく中で、八王子市、市議会及び地元住民がどのような視点を持ち、国や公団とどのように協力しあってニュータウン開発を進めてきたかは、受け入れた市でなければ残すことができない。今後の八王子市のまちづくりに資するものでもあり、日本の都市計画の歴史としても公式に残す必要がある>

多摩ニュータウン開発に係る経過等<多摩ニュータウン開発は平成18(2006)年3月31日をもって全て収束しており、この機会に開発前から現在に至る開発経過について、整理・確認する必要性は高い。>

また、同開発は4市にわたる事業であることから、関連市も含めた多摩ニュータウンとしての歴史が整理できるとさらに有意義と考える>

八王子ニュータウン開発「南八王子土地区画整理事業」に係る経過等

＜八王子ニュータウン開発は今年度をもって収束するが、この機会に開発前から現在に至る開発経過について、整理・確認する必要性は高い。市長からの評価の高い、多摩ニュータウンとは異なる新しいニュータウンのまちづくりの考え方について整理できると有意義だろう＞

多摩ニュータウン開発に関する経過

＜通史としての地元の立場からニュータウン史がない。開発する側の論理ではなく、国策としてのニュータウン事業による大きな環境変化を受け入れ、新しいコミュニティを形成してきた当事者としてのニュータウン史を＞

【水 道】

第五・第六期水道拡張事業について

＜現在の市内水道事業を語る上で、前回市史編さん後の拡張事業について網羅する必要がある＞

水道事業が「市直営」「都一元化と受託」「都直営」と移り変わっていく経緯

＜八王子の近代水道事業を説明する上で欠くことのできない流れである。デメリットも含めて検証すべきである。＞

【社会教育】

市民の学びの場としての社会教育施設の役割と変遷

＜戦後、公民館、図書館等が果たしてきた役割は大きいため＞

八王子市図書館の歴史について

＜市民の読書活動に対し、図書館は大きな役割を果たしてきている。この歴史は大事である＞

【人 物】

八王子に縁のある内容の裏づけが確かな人物誌

＜市民からの問い合わせが多く、資料も様々あるが、内容が不確かな資料が多いため＞

八王子が輩出した著名人リストがあるとおもしろい。

公文書の保存について

1 公文書等を失うとき

(1) 地域で

焼失 滅失 『八王子市史』附編の「第2章 災異」によれば、「当地方は一般に天災地変が少なく、居住しやすい地方といわれているが、その間にあつて古来より最も被害の多く、かつ大きかったものは火災である」と述べている。そして、八王子宿や浅川地区の駒木野宿、川原宿の江戸時代(1603～1867)から大正年間(1912～26)の記録に残る19件の大火を巻頭に記載している。旧市街地では、さらに昭和20(1945)年8月2日の空襲などで焼かれ、多くの記録が焼失したものと推測される。戦禍では多くの大切なものを失ってしまった。記録の保存上、焼失は最も避けなければならないことである。

また、漢字文化圏にある日本の記録類は、古代から木や紙に筆で記されたもので、焼失し易く、保存状態によっては虫くいや湿気などでも滅失してしまうことがある。

社会の変化 市内には、戦国時代の古文書を現代まで保存していたお宅や寺院がある。江戸時代に名主を努めていたお宅には、貴重な数万、数千点の古文書が残されている。旧家には蔵があり、一定の時を経た歴史的価値をもつ歴史資料が発見される。

しかし、今日の家屋には日常で使われなくなったものを収納・保管する施設や、屋敷内に蔵や物置を持たない家のごく一般的となっている。個人の家々では、歴史資料の保存が困難な時代となったのである。

(2) 庁内で

庁舎の移転 合併 八王子町役場・市役所の本庁舎は、明治22(1889)年の八王子町成立以来、元横山 八日 小門 元横山 八幡 天神 本町 元本郷と、移転を繰り返した。そのつど公文書の廃棄が行われていたものと思われる。法令で保存が定められているもの以外はほとんど保存されていない。

合併した旧町村は、移転もなく引き続き支所や事務所に位置づけられたので、明治以来の公文書が残されている。しかし、旧小宮町のようにほとんど保存されていない場合もある。

職員の退職 異動 組織の統廃合 平成19(2007)年度から、いわゆる団塊の世代と呼ばれる多くの職員が退職する。こうした退職時や、職員の異動、組織の統廃合のときなどにも公文書が廃棄される場合が多い。

行政としては、職員一人一人が記録保存の意義を認識し、歴史的価値を有する公文書等の保存のための制度を定めることが課題として求められている。

2 公文書保存の意義 もう一つの視点

過去の行政情報は、今日の八王子市政形成の証として、また、地方分権時代の自治体にふさわしい個性あるまちづくりを進めていくために不可欠な政策立案の基礎資料として、市民共有の知的財産である。その歴史的、文化的価値についての市民の関心と理解を喚起し、それらの情報を体系的に編集して市民が活用できるよう史料を公開・提供することが必要である。

【「今後の情報マネジメントの基本的なあり方について（情報マネジメント検討会 検討報告書）」庁内情報マネジメント検討会 平成18（2006）年12月より引用】

公文書は、歴史的・文化的価値を持ち、市民共有の資産である。

「公文書の歴史的価値についての認識が、なかなか得られない理由はなぜであろうか。それは、今まで公文書は、文書作成から廃棄までの一貫した過程を、行政事務上の必要からのみとらえてきたという、文書管理のあり方に問題があるのではないだろうか。公文書は役所の占有物ではあっても、住民に見せるというのか利用させるものではない、という考え方が深く根強く浸透していたのではないだろうか。公文書は行政事務の過程で作成された公共財産であり、それは住民の共有財産である、という認識が欠如していたからにはほかならないのではないだろうか」【高野修『地域文書館論』岩田書院 1995】

国の機関によって作成された公文書等を歴史の証拠あるいは参考資料として保存することは、どの国でも古くから行われてきました。とくにヨーロッパ諸国では、18世紀以来、近代的な公文書館制度が発達しました。今日では、公文書館は図書館、博物館とともに、文化施設として三本の柱の一つとなっています。

我が国では、明治以来、各省の公文書はそれぞれの機関ごとに保存する方法をとってきました。しかし、戦後、公文書の散逸防止と公開のための施設の必要性についての認識が急速に高まり、昭和34（1959）年11月日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し勧告が出されました。その趣旨は、国立公文書館を設置して、公文書の散逸防止とその一般利用のための有効で適切な措置を政府に講ずるよう要望したものでした。

政府もその必要性を認めていたため、公文書の散逸防止を各省庁に呼びかけるとともに、国内の公文書の保存状況、散逸防止及び一般利用の方策、外国公文書館制度などの調査結果を踏まえ、『公文書の保存、観覧・展示などの利用、公文書の調査研究を行う機関』を目的として、昭和46（1971）年7月に国立公文書館が設置されました。（後略）【国立公文書館ホームページ 「沿革」より】

アーカイブズへのいざない

1 アーカイブズって何？

(1) アーカイブズ (Archives) とは

これからの記録資料の保存を考えるにあたって、アーカイブズは欠かせない。行政でいえば公文書の保管保存を所管する総務部総務課、主に図書をあつかう図書館、主にものをあつかう博物館（郷土資料館）、主に記録をあつかう文書館、そして、市史編さん室などが関係してくる。

アーカイブズという言葉は、まだ日本では十分に定着したものではなく、研究者も明確な定義を行っていない。したがって、アーカイブズとカタカナ表記をする例が多い。

現状では、この言葉にはいくつかの用い方がある。ドキュメント（記録）そのものをいう場合、記録資料保存をいう場合、文書などの記録を保存・活用するための公文書館・文書館などの施設をいう場合とがある。

(2) PCからのぞいて見ようアーカイブズ

アーカイブズの世界をのぞいてみませんか。パソコンから手軽に記録保存に関する情報を得ることができます。アーカイブズに関する講座や、講演会の情報もあります。

国立公文書館 National Archives of Japan

(国内外公的アーカイブズへのリンク多数)

国立国会図書館 National Diet Library

国文学研究資料館 National Institute of Japanese Literature

(平成20(2008)年4月に、立川市へ移転し開館。独立行政法人の大学共同利用機関、博物館、図書館などのリンク多数)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協) Japan Society of Archives Institutions

(全国の市史編さん室 資料館 歴史館 公文書館 大学 企業などが加盟している。)

日本アーカイブズ学会 The Japan Society for Archival Science

(内外のアーカイブズ関連組織へのリンク多数)

2 日本のアーカイブズ法制のあゆみ

- 1950年 図書館法公布 文化財保護法公布
- 1951年 文部省史料館設置 博物館法公布
- 1959年 日本学術会議「公文書散逸防止について(勧告)」を政府に提出
- 1969年 日本学術会議「歴史資料保存法の制定について(勧告)」を政府に提出
- 1971年 国立公文書館設置
- 1980年 日本学術会議「文書館法の制定について(勧告)」を政府に提出
- 1987年 公文書館法公布
- 1999年 国立公文書館法公布(2000年に改正され、独立行政法人へ)
- 2003年 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の公布
- 2005年 個人情報保護関連法全面施行
- 2007年 政府が「中間書庫」を試験運用、専門家による一元管理

(平成19年11月26日 読売新聞)

中間書庫 資料的価値をもつ可能性のある公文書を一時保管し、文書の評価や選別、整理などを行う施設、記録センター、

【平成19年11月 地方史研究協議会文書館問題検討委員会シンポジウム「歴史資料保存利用運動のなかの公文書館法 その理念と現実」 国文学研究資料館 高橋実「戦後日本の史料保存運動のあゆみと今後の課題」レジュメのアーカイブズ法制関連年表を参考にした】

おわりに

市史編さん室の業務は、市役所に存在する公文書の収集・保存・活用だけではない。数十万点の存在が予測される個人の家や企業、民間機関などの記録、古文書、有形の歴史資料、無形の民間伝承なども対象である。気の遠くなるような業務である。

でも、八王子市には市民主体ですすめてきた地域史研究の大きな流れがある。私たちの仕事はその大きな流れの中に位置づけ、一人でも多くの市民や研究者の方々とともに、編さんに取り組んでいきたい。

公文書の保存は市職員の理解と協力、地域の歴史資料の保存は、市民をはじめ一般の方々の理解と協力がなければ調査も収集も保存も不可能である。

総合政策部市史編さん室

経過等

平成19(2007)年 4月 1日

市制100周年事業として、新たに設置、本庁舎2階の旧収入役室で執務

平成19(2007)年 8月22日から 本庁6階で執務

平成20(2008)年度から

旧稲荷山小学校(八王子市寺田町1455番地3)へ移転予定

編さんに対する考え方

- 1 生活を営む市民の視点からの編さんを行う
- 2 大学や地域、市民と協働し、地域の歴史を掘り起こす
- 3 次世代への、地域の歴史や伝統文化の継承の機会とする
- 4 まちづくりや、生涯学習・学校教育などで、市民が活用できるよう史料の整理・再編をすすめる

編さん体制

学識経験者や市民からなる八王子市史編さん審議会(仮称)を設置し、市長から同審議会に諮問し、同審議会から市史編さんに関する基本的な考え方の答申を受ける。市民や専門家からの意見等を聴取し、基本構想(仮称)を決定する。その基本構想(仮称)に基づいて、学識経験者による編集委員会(仮称)を設置し、編集方針などの編集と執筆に関する重要事項を協議する。事務局は、総合政策部市史編さん室。

編さんのスケジュール

平成20(2008)年度に市史編さん審議会(仮称)、編集委員会(仮称)を設置し、史料収集・保存管理・編集・執筆等を計画的に行い、平成28(2016)年度の市制100周年に、市史編さん業務を完了する予定である。

平成19(2007)年12月 発行

編集・発行	八王子市総合政策部市史編さん室
住 所	東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話	042-620-7427(直通)

地域史研究者からの意見・提案

市史編さんに対する聴取意見報告書



昭和38年(1963)から43年(1968)にかけて刊行された『八王子市史』上・下巻・附編

平成19(2007)年12月18日
八王子市総合政策部市史編さん室

目 次

1. 意見聴取の概要	1
2. 市史編さんに対する意見・提案	
(1) 基本的な考え方	2
(2) 編さんの進め方	10
(3) 編さん対象の分野	13
(4) 刊行に際しての留意点など	18

凡 例

1. 地域史研究者の方からいただいた御意見・御提案はそのまま掲載することとし、明らかな誤字・脱字は訂正した。表現の統一という観点から、文意を損なわない程度の変更をした箇所もある。
 2. 当方の設問は「基本的な考え方」以下 5 項目に分けたが、説明が不十分であったためか項目に沿った御意見を頂けなかった方、その枠を越えて意見を述べられた方等様々であった。編集の都合上 4 項目（基本的な考え方・編さんの進め方・編さん対象の分野・刊行に際しての留意点など）を基本に分類し、なおかつ文意を損なわない程度に分割したり、前後して掲載した御意見・御提案もある。
 3. 昭和 38 年から 43 年にかけて刊行された『八王子市史』上・下巻及び附編については『市史』と略称する。ただし、普通名詞として使用する場合は単に市史または「市史」とした。御意見の中には『旧市史』とか旧『八王子市史』と表現された方もあったが、『市史』で統一させていただいた。
 4. 調査・研究を行う際などで、基礎となるデータを一般的に「資料」と表記し、中でも歴史の研究や編さんに必要なものを「歴史資料」という。その歴史資料は「文献資料」「考古資料」「民俗資料」等に分類され、単に「史料」と表記する場合もある。
 5. 御意見の表記順は、五十音順とした。
-

1. 意見聴取の概要

(1) 意見聴取の目的

市史編さんの基本的な考え方等の策定に資する。

(2) 方法

あらかじめ5項目（基本的な意見、編さんの進め方、編さん対象の分野、刊行上での留意点、その他）を設定し回答用紙を郵送し、意見・提案を求めた。

(3) 対象者

八王子市文化財保護審議会委員、先の市史編さんで執筆された方、市内にお住まいでなおかつ八王子の歴史に関する論文執筆等の業績のある方で、当市史編さん室で把握している43名の方に御意見・御提案を求めた。そのうち下記の30名の方から回答を得、うち照会の目的に沿った回答をいただいた28名の方の御意見・御提案を掲載した。

この依頼は管見によるものであって、まだまだ御意見・御提案をうかがうべき多くの方々を遺漏しているかと思われる。ぜひ、御指摘いただければ幸いである。

また、随時御意見・御提案を受け付け、広く市民の方々からの意見聴取は別に機会を設ける予定である。

〔御意見・御提案をいただいた方々〕

相原悦夫	縣 敏夫	犬飼康祐	奥住喜重	加藤 哲	神立孝一	梶 國男
倉員保海	後藤安孝	小森長生	齊藤 勉	澤井 栄	清水正之	鈴木利信
高澤寿民	丹野美子	津山正幹	沼 謙吉	野嶋和之	馬場憲一	馬場喜信
服部敬史	樋口豊治	菱山忠三郎	増渕 滋	光石知恵子	宮川孝之	村上 直
村野圭市	山辺恵巳子					(五十音順 敬称略)

(4) 実施期間

平成19年7月27日から8月31日まで。

市史編さん室では、随時、御意見・御提案をお待ちしております。

2. 市史編さんに対する意見・提案

(1) 基本的な考え方

《市史編さんの意義》

○郷土を知ることによって郷土愛を醸成するよう多くの家庭に置かれる市史にならないかと考える。
(後藤安孝)

○八王子は古い歴史と伝統のある美しく住みよい街であることを基本としてつくられる市史であること。

○『市史』と言えば、他市も同様、見るからに「重厚な書籍」という感じを受けますが「永久保存的な市史」ではなく、日常「市勢の参考本」として手元に置いて楽しく読んだり参考資料として活用できるような本でありたい。
(清水正之)

○最近の八王子市民は、立川市等と比較して、よく「おくれた八王子」と言いますが、八王子市の重厚な歴史、それぞれの地域の持つ歴史上の意味や特質を新市史で伝えることが出来れば、今後の市の方向性や、あり方に自信を持つことが出来ると思います。わかりやすく、しかし丁寧な市史を望みます。
(光石知恵子)

○八王子市史の編さん事業は、先人の遺した歴史的遺産を再認識しながら都市八王子のあるべき姿を模索していくための指針になるような自治体史の作成を期待しています。それには市史の内容も広く市民に親しまれ、分かりやすいことを願っています。
(村上 直)

○八王子は「中央に対して地方である」と明確な意識をもって、市民が郷土に愛着を持てるような内容とする。

あわせて、地誌的には『市史』編集以降を「出来事」として、加える必要がある。
(村野圭市)

○自治体史を編さんする目的は、市民が自分を育んだ地、いま自分が住んでいるこの地に愛着と誇りを持って、より良い地域を構成する一員としての自覚を持ってもらうことでもあると思います。新しく市民になった人の中には、八王子の歴史的な役割、特色を深く知って、驚きと興味と愛着を持ち始めたと言われる方がたくさんいらっしゃいます。

一方、自治体史が固有名詞の付け替えだけでどこにでも通用するようなものが多いとか、かたい内容で分からない、興味が湧かないと言われたりしていますが、50万都市の格を付けるための記念事業としてではなく、市民のための「市史」を編さんして欲しいと思います。
(山辺恵巳子)

《市民の視点で》

○平成19年第2回市議会定例会における山田議員の質問に対する市史編さん室長の答弁^{註1}を是とする。

○眠らせる「市史」でなく、市民が学べる、かつ、八王子の歴史を資料として将来にわたり担保できる「市史」とすること。
(相原悦夫)

○中央の歴史との関係、文献による歴史も市史をまとめる上で重要ですが、基本としては過去、現在に市民に密着した八王子市民を主体とした歴史をまとめることを考えて頂きたい。
(犬飼康祐)

○今日の学問的水準を保ちながらも、市民のための市史であることを追求する。
(加藤 哲)

○私が、かかわった中で、特に印象深い市町村誌(史)は、新潟県の『十日町市史』でした。既に10年ほど前に発刊を終えています。十日町市も市制記念事業として市史編さんを行いました。

十日町市史は、他市町村史に見られる原始・古代・中世・近世・近代・現代・民俗などの巻に分かれて、その道の研究者に調査から執筆までお願いして、編さんを進めています。

違うのは、そのほかに町をあげての市史を市民の皆で作っていったところ。例えば、小学校・中学校では、まず、郷土を知る授業を行い、調査の仕方を教えます。それによって、小学生や中学生が、身近な祖父母や近所の年寄りから話を聞いていきます。それを発表する場を作り、すぐれたものを本にまとめました。この本は10数冊にわたり、これも市史と位置づけたのです。

この前提には、小・中への理解を得るのはもちろん、ある程度の教員指導も必要かもしれません。

(津山正幹)

○市民参加と市民の視点に立った市史づくり

市民が編さん事業に直接、または間接的に参加・協力できる環境をつくり、学問的成果のみならず、市民の地域への史的関心と地域理解に応えていけるような内容を盛り込んだ市史づくりをめざす。そのためには一部の専門家だけで市史の編さんをするのではなく、地域に暮らす市民研究者の参画、市民で地域の歴史・文化・自然などに関心ある人びとの参加、さらに史資料所蔵者の協力を得ながら編さん事業をすすめる。
(馬場憲一)

○地域に生きた人々に視点をずえる。

これは言うは易く行うは難しいことかも知れませんが、どんなテーマの場合にも、地域に生きた庶民、百姓(網野善彦氏のいう)のことを忘れないような気配りをもって欲しいと思います。たとえば、戦国期の後北条氏治下の人々は、いかなる生活をしていたのか、戦乱や災害や飢饉のなかをどのように生きたのか、探り出して欲しいです。その場合、宗教にかかわる記述、とくに神社と寺院の縁起・伝承などについても重視して、それらを足掛かりに、地域とそこに生きてきた人々の姿を考えると、一つの方法として活かして欲しいと思います。
(馬場喜信)

^{註1} 生活している市民の視点で、歴史や伝統文化によるまちづくり、次世代への歴史・伝統文化の継承を基本に考えている、と答弁した。

○一言で言えば「市民にとってよい市史」を作るということである。よい市史を作るにはどうするか終始「市民の視点に立つ」を念頭に質の高い地域史を描くことに市史担当者・執筆者（監修者）・事務局全員が心一つにすることであろう。私がかつて監修した神奈川県津久井郡藤野町の『藤野町史』（平成7年）も編集の基本的立場は「藤野町の町民のための町史」（編集にあたって）であることであった。叙述に当たっては、通読しやすいように難解と思われる用語に略解や振り仮名をつけただけでなく、その他にもいろいろ工夫・配慮をした。付録として索引を兼ねた「略年表」を付したのもその一つである。（年表は西暦・和暦・主要事項順に書き、主要事項の出典を資料編上・資料編下・通史編などと書き出し頁数をつけた）。

また私の『市民のための八王子の歴史』（平成6年有峰書店新社）も市民の、市民による、市民のための「地域史」を書くよう心掛けた。その際「おらが八王子」といった単なる郷土自慢に陥らないよう「八王子から日本が見えるか」これが1人書きの『市民のための八王子市史』を書くときの問題意識であった。そのような問題意識は、戦前・戦中の「郷土史」の範疇を超えた、「新視点の郷土史」といえないか。「八王子という地域の歴史」が日本史全体に共通するものが少なくないからである。「新八王子市史」の市民読者が、その史眼を日本史全体に向ける動機となればいいと思う。「市民の視点」に立つと言うことは、こういうことではないかと思う。そこには、新しい、そして真実の「郷土愛」が底流をなしていると思う。史学としての学問レベルはもちろん維持したうえで。

（樋口豊治）

○何のため、誰のための「市史」なのか議論を重ねて編さんの基本原則を確立すること。

（増淵 滋）

○主に、多くの市民が活用できるもの。学校教材として使えるものを作る。 （宮川孝之）

○「八王子市史研究」「会報」の刊行。内容は研究論文や報告の他、市民参加の記事も欲しい。市史編さん事業が地域社会における市民交流の場であることを期待したい。

○地域社会史の観点から庶民史料の紹介と民衆の日常生活の実態をできるだけ明らかにして欲しい。

（村上 直）

○行政の歴史の流れ、社会の動きの中で「歴史を創る主体」である庶民（地域住民）の力、生活が実感できるような構成にして欲しいと思います。

○女性の姿は今まで正史・自治体史はもちろん地方史・郷土史・地域史の中にはほとんど出てきません。「女・子ども」と一からげに歴史の隅に追いやられてしまっています。しかし、八王子いや、近代国家の財政的な基礎を体張って創ってきたのは製糸や機織などで働いてきた膨大な数の女性たちです。最近、織物に携わってきた八王子の女性たちの聞き取りをしたの実感です。

戦時中の銃後の女たちを見ても然りです。戦後は市民運動の牽引役として女性の活躍も少しは認められたようですが、近代、近世以前でも、世の中の半分は女性なのに、なぜ女性には歴史がないのか・・・難しいこととは思いますが、女性の歴史的な軌道にも、ぜひ目を向けて自治体史を編集していただきたいです。

（山辺恵巳子）

《広域な歴史との関係》

○八王子市の歴史と文化が、市民にわかりやすく理解することができ、また、各分野の研究者の利用にも耐えるような市史の編さんが望ましいと考えます。ただ、これまで各地域で編さんされた市史を拝見しますと、当然のことですが、その市域のみを取り扱ったものが多いようです。しかしながら、新たに編さんされるのですから、少々新しい角度も必要なのではないでしょうか。たとえば市域自体がその時代時代で、どのような位置付けとなっていたのかというような、客観的な評価が加味されたものになると、自分たちの住んでいる空間が、時代ごとにいかに変化してきたのかをよりよく理解することができるように思われます（各地に存在する、八王子に関する記述などを集めることによって、ある程度浮き彫りにできるのではないのでしょうか）。

(神立孝一)

○隣接する地域の動向にも広く目配りする。

八王子市域に隣接する諸地域とのかかわりにも注目し、事柄ごとの性格に応じて、多摩の全域から江戸、武蔵国北部地域、広域になった相模原などの相模北部地域、鎌倉・小田原などの相模湾沿岸地域また甲斐東部地域などの動向にも適宜に叙述を及ぼすことが望ましいと考えます。ただ、なにごとについても中央政治（とくに古代における畿内）と結びつけるような記述は最小限にするべきだと思います。

(馬場喜信)

○八王子市は、その地名と共に多摩地域さらに関東における重要な市域として、今まで個性豊かな歴史を展開してきました。このたびの市史編さん事業も市域だけの歴史や文化ではなく、八王子市域から多摩や関東（山梨県を含む）を見るという視野の広い考察を大いに取り入れていただきたい。

例えば、小田原北条氏を支えたのは滝山・八王子城。江戸の繁栄や文化を支えた八王子。江戸町人の信仰と行楽の地（高尾山その他）・・・などの視点

○町と村という視点から、八王子横山十五宿と周辺の農村・山村の地域性を明らかにして、その関連性について考察してほしい。

ー谷口集落の発展と地域社会という視点からー

(村上 直)

《編さんのあり方》

○最も希望することは『市史』の記述を大学の教員など研究者に「丸投げ」しないことです。学園都市であることと記述するにふさわしい方がいるかどうかは別問題です。刊行までの約10年間、資料の調査・収集から分析、読み込み、そして記述までご自身が積極的に携わってくださるなら結構ですが、概ね多忙で自らの研究が中心であり、結局は編さん室から提供された資料で記述するために（あるいは大学院生に書かせるなどという噂をきいたことがあります）、歴史の流れのなかに八王子の事実が置かれるような内容になります。今後10年間、市史編さんを第一に考えて下さる方をお願いして下さい。

(齊藤 勉)

○現在、考察（確認）できる「事実」を基に構成する。「伝承」にありがちな後世の創作による混乱や、推測や先入観は極力排除する。

(野嶋和之)

○「市史」の叙述にあたっては、文献史料だけに頼るのではなく、非文献的な史資料も多用し、また地域の文化遺産を積極的に歴史の流れの中に位置づけ、非文献的な史資料である「モノ(物)」と文献資料に記されている「コト(事柄)」から明らかになった事実にもとづき「市史」を執筆し、それによって新しい八王子の歴史像を描いていって欲しい。(馬場憲一)

○時代区分を工夫する。

従来の四分法(原始・古代、中世、近世、近・現代)ではない、八王子地域史の流れをより鮮明に浮かび上がらせることができるような工夫はできないでしょうか。『岩波講座日本通史』のような世紀・西暦での区分も有効ではないか。もちろんその場合にも、八王子地域史に則した区切り方を考える。あるいはまた、小野氏の時代、横山氏の時代、長井氏の時代といったような時代の区切りも一案として検討してみたいところです。でも、これはかなり難しいですね。(馬場喜信)

○『市史』との内容の重複をおそれない。

まったく新しい内容・形態の「新市史」とはいっても、基本的な文献の引用等は、『市史』との重複をかまわず収めるようにしてほしいです。たとえば、古謡曲「横山」の全文が『市史』には掲載されていますが、これを『市史』参照とするのではなく、「新市史」にも収録し、「新市史」を手元に置くだけで十分に読み進めることができるよう編集していただきたい。(馬場喜信)

≪『市史』との関係≫

○『市史』より後の研究業績のリストを作り、それらの研究を漏らすことなく進める。

ならうべき「日野市の市史編纂」の成果と限界(資料編にて中世文書や地誌類等を多く取り上げているが、「日野市域」という局地的な範囲に限定されている)を認識する。(縣 敏夫)

○『市史』は、内容的にもすばらしいものであったと思います。学術的にも高く評価されて良いのではないのでしょうか。ただ、残念なのは通史の著述で用いられている各資料の出所がはっきりと明記されていない点です。「附編」に掲載されている史料も、八王子という地域性からすると、圧倒的に少量であり、利用範囲は限られてきます。つまり、『市史』の最も残念なところは、資料の扱いにあると思います。従いまして、今回編さんされるのであれば、そうした反省のもとに史料の扱いを明確にし、なるべく多くの資料を公開することを基本的な考え方とする必要があるのではないのでしょうか。

また、『市史』から年月も経過しており、新しい見解も数多く示されてきていますので、それらを効率よく取り入れて今世紀のみならず、長く利用され親しまれる市史にして頂ければと存じます。(神立孝一)

○『市史』は本市の大開発時代が始まりかけた時期に刊行されたので原始・古代の遺跡・遺物がきわめて貧弱です。といってその後の調査の全てをのせたら、たいへんな量になるので、それらをよく整理してのせていただきたい。今のままでしたら宝の持ちぐされで、たいへんな費用と労力をかけ調査が浮かばれません。原始・古代だけでなく、中世の八王子城跡の調査や出土品も同様です。さらに、市街地の82%が焼かれた八王子空襲や、浅川地下壕のような戦跡遺跡も同じです。ぜひ、よい「市史」を市制100年記念のためにつくり上げて下さい。(梶 國男)

○戦後、2度目の市史ですので『市史』の長所・短所などを充分検討した上で企画していただきたい。
(梶 國男)

○現刊の『市史』以後の諸問題について、簡潔明瞭に記述する。

例 由木地区東部地区の帰属（日野編入問題）の決着、加住（切欠）地区の境界等、八王子ニュータウン建設、八王子城御主殿跡の発掘復元、高速道路サービスエリア建設に伴う現地の変化等
(倉員保海)

○市制施行40周年の記念事業で刊行された『市史』（上・下・附編）も60年が経過した。このたび市制100周年（平成28年）を迎えるに相応しい八王子地方の歴史の変遷と文化・産業の推移を集大成した市史編さんを望む。
(後藤安孝)

○完成した時の「評価」に惑わされることなく、刊行してから10年後、20年後にもその時代に刊行された市史として最も評価されるような内容のあるものを編さんすべきです。近視眼的な評価や、はやり左右されるべきではありません。そのためにも『市史』をはじめとする市の刊行物を再読、精査してその問題点、課題などを洗い出し、また、近年刊行された他市の市史を検討してその上にたって新たな市史の全体像を提示する必要があると考えます。ただ、独自性を強調するあまりに「新たな」郷土自慢、自己満足の「郷土史」になってはなりません。
(齊藤 勉)

○『市史』を下敷きにして何を補うかというかたちになるかと思います。
(鈴木利信)

○「地域史」としての市町村史に新しいモデルを提示する。

『八王子市史：上・下巻+附編』（以下、『市史』とします）が刊行されてから「新市史」刊行予定の平成28年度まで、ちょうど半世紀ですね。その「新市史」は、単に『市史』の新版化ということではなく、旧来の市町村史の概念・形態を覆すような、「地域史」としての市町村史にまったく新しいモデルを提示するようなものであってほしいと思います。そのために、内容とその構成のみでなく、巻数編成や1巻あたりのページ数、造本の仕方まで、市民読者が読みやすいような（リーダブルな）形式で世に問う、さまざまな面で新しい試みをおこなってみてはいかがでしょうか。
(馬場喜信)

○最新の研究成果を採り入れる（これは当然のことかも知れませんが）。

『市史』刊行後、今日にいたるまで歴史学・地理学・宗教学・考古学・民俗学などの発展にはめざましいものがありました。いまその流れは勢いを失っていません。八王子地域の歴史研究に限っても、具体的な歴史像の変更を迫るような力作論文が多々発表されてきましたし、さらには『市史』完結後に編纂・刊行をみた隣接のあるいは近隣の多摩地域や相模原市など北相地域の市町村史にも、管見にふれただけでも、「新市史」の内容を豊かにする多くの研究成果が盛り込まれています。それらの最新の歴史研究を採り入れて、斬新かつ清新な「新市史」であって欲しいと思います。
(馬場喜信)

○『市史』発行以降の発見（新史料及び発掘）など。例：八王子城発掘・千人同心史^{註2}発行・空襲と戦災の記録^{註3}等を探り入れたもの。
(光石知恵子)

○『市史』に異論や違和感が生じているもの、あるいは新史料が発見された場合には、学術資料集として別冊を制作する。
(宮川孝之)

《合併と市史編さん》

○多くの地域が集って現在の大きな八王子市ができていますので非常に難しいことですが、合併前の各地域の特性を尊重して頂きたい。特に民俗を考えると地域の違いがあるのではないのでしょうか。
(犬飼康祐)

○現・八王子市域は、多様な沿革を持つ旧町村を合併することによって成立してきており、いずれも独自の歴史と文化を育んできた多様な地域の集合体である。そのため、執筆にあたっては旧市域をはじめ、その後、合併された小宮・横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井・浅川・由木など各地区の自然や人々の生活史などに着目し、その小地域の歴史が今日の八王子市の歴史を形作ってきているという視点を忘れずに市史を編さんして欲しい。
(馬場憲一)

○明治維新と明治・大正・昭和初期に関する記述及び八王子市に合併した旧村と合併の経過等が、『市史』には欠落しているので新市史には意を尽くしてほしい。
(光石知恵子)

○合併以前の各町村の歴史は今後も個々には残りずらいと思いますので、今回の市史では出来る限り詳しく辿って欲しいものです。この地域には新しく住民となった方が多く、自分の地域のルーツを知りたいと思う方も多いと思います。
(山辺恵巳子)

《資料の保存と活用》

○市史編さん事業を、市史の刊行、という点にとどめるのではなく、この編さん過程で収集された各データを、今後どのように保存管理し、利用していくのかということをお考えいただきたく存じます。デジタル化された資料であれば、今後、市のホームページやその他の分野でも有効に利用できますし、現物の資料も市の歴史を知る重要な文化財として活用されるはずです。

紙媒体の資料であれば、「市公文書館」あるいは「市文書館」といったアーカイブズ機能を持つ重要な機関へと発展する可能性がありますし、その他民俗資料や産業機械などは、「市博物館」が造られる際には、無くてはならないものになるでしょう。

市史編さんが、単に過去の事象を書き残す、という段階にとどまるのではなく、市民にとって共有の財産をしっかりと保存し、後世に伝えていくという領域にまで目配りがなされる事業であってほしいと願うものであります。
(神立孝一)

註2 八王子市郷土資料館編『八王子千人同心史』平成4年3月刊行

註3 八王子市郷土資料館編『八王子の空襲と戦災の記録』昭和60年3月刊行

○収集した資料の保存・整理・管理の施設の設置、その公開をぜひお願いします。特に旧町村役場の公文書についてはとりあえずまとめて収容するだけでも違います。また、この機会に八王子の歴史をライフワークにしてくれるような方の発掘、育成を望みます
(齊藤 勉)

○史資料の収集保存と将来的な活用の視点

今回の編さん事業は、周年記念での取り組みであり、決められた期間内で「市史」を刊行させなければならぬが、編さん時の史資料収集にあたっては、編さん事業終了後の保存・活用システムの構築などを視野に入れながら実施する。
(馬場憲一)

○資料編を充実させて欲しいと思っています。後世の研究に資するため、また資・史料が散逸する前に、出来る限り多くの資・史料を収録して欲しいし、この市史編さんで収集された資・史料、それ以前に掘り起こしてきた貴重な資・史料を収納できる空調設備の整った収蔵庫を持つ博物館の建設を期待します。貴重な歴史資料の保存能力の有無は、八王子の文化度を計るバロメーターになると思っています。
(山辺恵巳子)

最初の市史か



大正 15 年刊行『八王子』

八王子市は、大正 15 年（1926）10 月 1 日、市制 10 周年記念で左の写真にある『八王子』を発行した。B6 変版 266 ページほどで内容は概観・地理・沿革・行政・官公衙・教育・産業・交通運輸・社寺及教会・史蹟名勝・衛生施設・警備・社会事業・各種団体・新聞社・遊興と娯楽（附旅館）である。巻末には昔懐かしい商店等の広告が載せられ興味ある付録となっている。

凡例で述べられているように「八王子市の梗概を簡潔に紹介することを期し、一般に読み易からしむるやう特別の考証等を避けた」という方針で書かれている。

真上隆俊氏は『市史』下巻「市史編集を終えて」の中で本書を本市で第 1 回目の市史編さん事業と位置付けた。

(2) 編さんの進め方

《編さんの手法》

○なるべく広範囲で詳しい「資料集」を積み重ね、最終的に「八王子市史」通史を作ること。

○個人情報の規制はどう対処するか。従来、個人で調査研究してきた資料（特に写真）を有効に採用する。
(縣 敏夫)

○大きな基本方針を定めてからスタートすることと思いますが、市に関する資料（文献・現に残っているもの・聞き書き・民俗行事・・・）を集めることから始めるべきだと思います。

市に関する資料を資料集として刊行することは通史をまとめる前の段階で重要ではないでしょうか。
(犬飼康祐)

○基本的には、どの分野でも資料の悉皆調査を基本としてスタートすることが肝要かと存じます。市内に保存管理されている資料は、今後散在していく確率が高いと思われるので、この市史編さん事業を通じて、まずはしっかりと調査することが重要でしょう。そのためには、各分野である程度の調査人員が必要になりますが、これまで郷土資料館で収集されたものだけでなく、その所在が確認されている資料、さらには市域外に存在する資料も含め、調査されることを望みます。

こう考えますと、まずは資料を掲載する、いわゆる資料編の刊行が優先されるように思います。その上で通史編、あるいはその簡易版などを編さんしていく、という流れが一番合理的なのではないでしょうか。
(神立孝一)

○古い資料を市民以外の方でお持ちかもしれません。大変だと思いますが、資料収集に一層のご努力をお願いします。
(清水正之)

○基本的には、史資料の悉皆調査を実施し、史資料目録・史資料集を刊行し、その上で本編の執筆・刊行という手順になると思うが、編さん過程では、市民への理解と情報公開という観点から、市史編さんニュース・市史研究誌などを発行したり、市民対象の公開研究会・シンポジウムなどを開催する。

また、史資料の調査や、史資料の解読作業などには、それらに経験のある市民の方に積極的に参加してもらうことも検討する必要がある。市民総がかりでの市史づくりをめざし、まちづくり（＝人づくり）につなげていけるような事業として展開させていく。
(馬場憲一)

○旧市史に欠けていた、史資料集の調査・収集・発行を基本にして通史編に取り組んでほしい。

(光石知恵子)

○市域の調査と共に、戦前からの詳細な「八王子関係の研究論文・刊行物」の目録を作成してほしい。

○市域と周辺の関連性を解明していくため、市外の資料調査を広範に行ってほしい。

○市史編さん室主催の歴史講座（通史編に向かったの）、古文書・石造物の講座（資料編に向かったの）、古老座談会（地区別）の開催。できれば定期的に。
(村上 直)

○時系列的に構成された各部会で、まず、資料編を完成させてから通史に入りましたが、スムーズに出来たと思います。(山辺恵巳子)

《編さんの体制・組織》

○編さん委員会の早急の立ち上げと編さん方針と概要を確認、編さん作業スケジュール（10年間）に沿って進行すること。(相原悦夫)

○編集委員会を作り、『市史』の良いところ、不足なところを検討し、在るべきビジョン・方針・目標を出す。そして編集方針・編集など段階的な手順など検討する。(縣 敏夫)

○一部自治体にみられるような出版社・大学への丸投げはしない。編さん委員会方針で、市民も参加できる形をとる。(加藤 哲)

○編さん委員会としての基本方針を十分に検討し明確にする（どの範囲を盛り込み、それ以外は記述しない）を決定し、各分野の専門家に執筆を依頼するのはそれ以後とする。(倉員保海)

○市内大学の専門家、市内に在住する出版社などに広く意見を聞くこと。(高澤寿民)

○市史編さん協力者をいずれ集めて進行方針や予定についてお話を伺う時があると思いますが、各分野に分けての集会の機会も作っていただけたらと思います。

幾つかの分野に渡って研究なさっている方々には勿論それなりに会合が増えることと存じますが、とりあえず希望とさせていただきます。(丹野美子)

○大学（地域）の研究者の参加。地域研究者の動員。

○市史刊行を文化活動の一環と捉え、終了したらすべて完了というのではなく、研究姿勢、活動が残るようにしたい。若い研究者の育成を進めていく。以上の視点からも地域の研究者の参加は必要。

(沼 謙吉)

○前の市史編纂時の轍を踏むことなく、関係する研究者・専門家を集めよりよい編纂委員会を構成していただきたい。市民参加の方法は慎重に検討されたい。八王子を熟知された方が一番ですが公募であっても知識や知見が乏しいようでは、かえって障りとなります。(野嶋和之)

○八王子地域史にかかわる研究成果をたくわえた、各分野の気鋭の研究者を編纂委員に加えた編集委員会を組織する。年齢・学閥に関係なく、この市域を対象として研究をかさねてきた真摯な専門研究者が望ましい。(馬場喜信)

○私が監修をした『藤野町史』の場合

*編纂委員会委員 委員長（助役）・副委員長（教育長）、委員には教育委員会委員長・町議会議長・小中学校長会会長、監修・外学識経験者など

*編纂委員会専門委員会委員（執筆者）

監修の下に、古代・中世主任、近世主任、近現代主任、民俗主任を置いた。

*担当事務職員 担当部長・市史編纂係長・臨時職員（2名）がいた。この2名ていどの臨時職員は是非採用すべきだと思う。（樋口豊治）

○基本的な考え方、編さんの大綱を決定する編集委員会を結成し、以下に専門部会を設置する。専門部会は編さん対象の分野別に設立する。専門部会のメンバーには民間人を多く入れるようにする。

（増淵 滋）

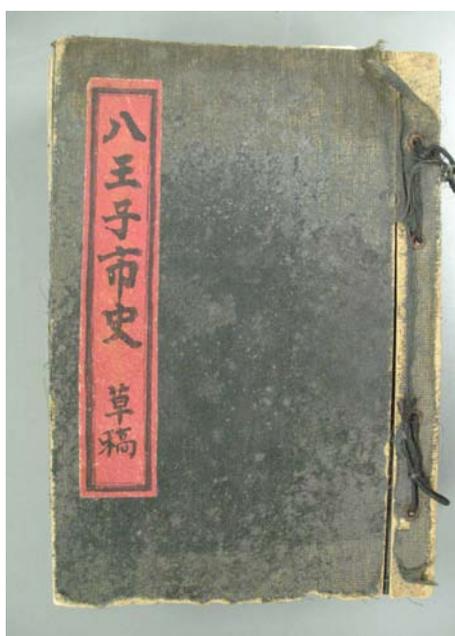
○市史編さんを出来るだけ多くの市民参加で制作する。

分野ごとデータベースを作り、専門家プロジェクトチームを結成する。市史編さんの学習会を専門分野ごとに、市民を対象に開催する。

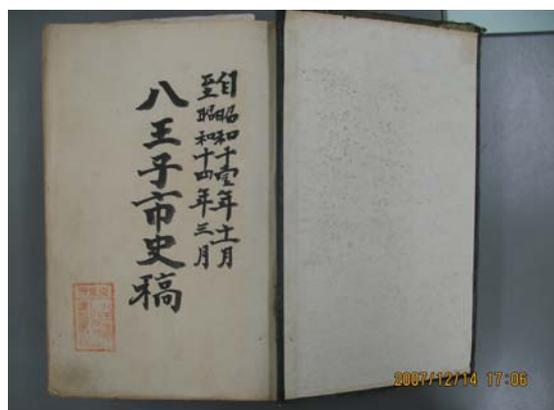
専門家の指示に基づいて、製作・執筆・資料提供のボランティアを募集する。

（宮川孝之）

70年後に陽の目を見た 幻の市史



縦25センチ・横17センチ・厚さ7.5センチ



昭和12年、市制施行20周年記念で編さんが開始されたが、未刊に終わってしまった『八王子市史』の草稿。

刊行が見送られた経緯は現在の段階では明らかになっていないが、貴重な資料である。

謄写版印刷の草稿を綴り紐でとじ合せており、年代を感じさせるものがある。

(3) 編さん対象の分野

《編さん分野》

○八王子市の縄文期から古代、中世にわたる形成過程と実証可能な後北条以降の中世後期以降、近世・近現代の政治・産業経済・福祉・文化の各分野にわたって通観できる「通史」と八王子を知る・学ぶ・残すという視点に立った行政・産業・教育・福祉・文学・美術・民俗・建築・人物・自然・災異など多分野にわたる史・資料を基礎に分冊形式により刊行する。

- (1) 本庁、事務所(旧村役場)行政資料(事務報告書・主要公文書類)の整理、冊子として刊行(参考「府中叢書」)
- (2) 特別事象—八王子市制関係文書(都公文書館所蔵)、大正元年施行の旧市街地町名設定に関する資料、昭和30年などの合併文書(本庁・各事務所所蔵)など、過去に刊行された『市史』『八王子の空襲と戦災の記録』『八王子千人同心史』に収録されていない史・資料として刊行する。
(相原悦夫)

○資料集として

- (1) 八王子市に関する江戸期の地誌類集
- (2) 市内の中世城跡の調査報告書
- (3) 中世石造物(板碑は補足調査)の調査報告書
- (4) 市内近世石仏調査報告書
- (5) 社寺棟札の調査報告書
- (6) 近世墓塔の調査報告書
- (7) 八王子の人物誌など
- (8) 旧10カ町村の字名地図
(縣 敏夫)

○原始・古代から現在まで、通史と資料編を作成する。また、自然編、民俗編を編さんする。資料は文献資料(古代・中世・近世・近現代)、考古資料(城跡も含む)、民俗資料、動植物資料を編さんする。
○史料集・資料集は別冊で刊行する。(北条氏照文書集の決定版を編さんできたら良いですね)
基本史料を編さんすることで、いつまでも古びない市史を編さんする。
(加藤 哲)

○通常の歴史区分に従うのであれば、まずは「原始・古代」「中世」「近世」「近現代」ということになるかと存じます。ただ、区分をどの時期にするかは、教科書的なものではなく、八王子を中心に考える必要があると思われます。八王子という市域を基準に、画期を決定するのは当然でしょう。

さらに「民俗」や「自然」なども考慮しなければならないと思われます。特に、「民俗」に関して八王子市域には、有形無形にかかわらず重要なものがかかり存在するわけですので、それらを未来への貴重な財産として引き継いでいくことは市史編さんの大きな仕事の一つでしょう。

また、現代の分野でも、産業や教育、さらに医療や環境問題などへの論究は避けられないでしょうから、そうしたデータもきちんとそろえていく必要があると思われます。かなり広範囲に及ぶものですが、これまでにない市史を編さんしていただきたいと願います。
(神立孝一)

○市史編さんは3部構成とする。

1. 広く資料を収集し原始・古代から近代までの「資料集」
2. 小・中学生が郷土の歴史を学習できる「郷土読本」
3. 市史本編は上・中・下の3巻構成

(後藤安孝)

○資料編の充実を望みます。文書史料と民俗資料（聞き取り）等が互いに不備を補い合えるとよいと思います。市役所本庁舎はじめ、各事務所の文書類も貴重です。

(鈴木利信)

○何をさておいても、早速チームを作り、各地区の石仏・文化財などの確認が急務。昭和前期の資料・地域史に留意してもらいたい。予算を充分準備してもらいたい。

○八王子の通史、特に近・現代史にページを割いてもらいたい。当市を中心に周辺の歴史に目配りと詳細な年表が必要と思う。

(高澤寿民)

○充実した資料集（原始・古代・中世・近世・近現代）の刊行と学術的な通史編の刊行。

○原始から現代（市制100年まで）まで。自然・民俗等。

(沼 謙吉)

○自然史・歴史・民俗などに分けて検討されたい。

○当面、分量（分冊数）にこだわらずに、これは必要だと思われるもの全てを刊行するという目標を立てられたうえで絞り込んでいただきたい。

(野嶋和之)

○八王子市史の事業は半世紀ぶりとなるので、各方面から色々要求が出されると思いますが、ここ室長の個性をもつてのぞむことを期待しております。それは、民俗の分野です。亡くなられた新堀八重^{註4}さんの意志を汲んで差し上げたいと思います。関連して市内寺院の近世墓標の調査と近世文書・民俗のつま合わせから新しい試みで、近世・近代を読みとくことを提案します。『福生市史』のように後世残ります。

(服部敬史)

○1. 歴史分野—原始・古代・中世・近世・近代・現代

2. 民俗分野

3. 自然環境分野

(馬場憲一)

○「史料編」を充実させる。

『市史』では、この点が十分ではありませんでしたから、「新市史」では「別巻」数巻を付して、それを補うことが重要だと思います。多摩地域の「史料集」は、すでに多くの市町村史の別巻として編纂・刊行されていますが、やはり「八王子市史」独自の史料集の刊行が望まれます。

(馬場喜信)

^{註4} 元・八王子市郷土資料館運営協議会委員で八王子市婦人センター『八王子の結婚・お葬式』の分担執筆をし、富士吉田市・国分寺市・沼津市などの市史編さんに加わった。

○「新市史」を手にして、八王子市域を、あるいは近隣の町を「歩く」ことができるような、場所と地名にかかわりの深い作品にしてほしいです。(馬場喜信)

○ここで希望したい点は、『市史』上巻にあった総説(序説・自然環境)はごく簡略にし、また、行政の事項はすべて割愛して、「市史」の名に相応しいものとしたらいかがでしょうか。行政面については、別冊の資料編としてまとめるか、最終巻の巻末に収録することも考えられますが、本来なら、「市史」とは全く別の刊行物としたほうがよいと思います。(馬場喜信)

○地域史を担った人物の足跡を明らかにする。

庶民の視点の一方では、歴史の表面で活躍した人物たち、具体的には、由井氏・小野氏→横山氏・大江氏→長井氏・大石氏・後北条氏・大久保氏(長安)などが果たした地域史における役割を明らかにして欲しい。とくに横山氏については、最新の研究成果を採り入れた詳細かつ生彩のある記述で、彼らの2～3世紀にわたる活躍の跡を蘇らせて欲しいと思います。伝横山党根拠地なる場所についても、明快な解明が欲しいです。

小田原北条氏、なかでも北条氏照については地域における庶民史の視点からその功罪を再考してみたいところですし、大久保長安についても同様です。こうした場合、現地の場所(地名)と結びつけた歴史地理的な解明にも力を注ぎ、人物の足跡を追って現地探訪する際の手懸りとなるようにしていただきたい。(馬場喜信)

○『藤野町史』の場合

「資料編」上(原始・古代、中世、近世、寺社)

「資料編」下(近・現代、民俗)

「通史編」全(序章 本町域の歴史の舞台となる自然環境の概観・地形・地質・気象から動植物に及ぶ)
原始・古代・中世・近世・近代・現代・民俗

「通史編」巻末に索引を兼ねた略年表(参照頁を資料編・通史編より選ぶ)

(樋口豊治)

○最近になってつくられる市史は、以前のもものではあまり重要視されていなかった自然環境について多くふれられているように思います。八王子の新住民へのアンケートでも、まわりの自然に惹かれて移住してきた、そのことに満足しています。という感じの方が多いいいます。周辺部に比べ八王子の自然はまさに得がたい宝といえましょう。

もちろん、市の歴史・民俗の記録、その地域性などが中心になるのは当然ですが、地域色のあるこの八王子の自然についても大いに力を入れてページをさいていただければと思います。どのようにその自然環境が変わっているのか、変わりつつあるのかについても追求できればと思います。

(菱山忠三郎)

○1. 行政・消防・警察・経済

2. 自然

3. 歴史

4. 宗教

5. 民俗

6. 観光

*史跡一覧・写真の記載もあるといい

*東京オリンピック・王子まつりについての特集みたいな記載もあっていいのではないかと、圏央道についてはまだ無理か。(増淵 滋)

○全分野。特に八王子市生成の特長となるもの。中世・近世・近現代の八王子らしい姿、市民が読んで八王子を理解し、地域の特長を納得することを心がけてほしい。(光石千恵子)

○資料編の編集では、文献の他、石造物や遺跡・遺物の詳細な調査報告を期待する。(村上 直)

○伝統的宗教行事や、山・畑・川仕事に関する祭祀や婚礼・葬送・通過儀礼などいわゆる民俗的行事、および伝承説話を丹念に掘り起こして、前市史を補強する。世に埋もれた民俗行事・説話を紹介することは、市民が当地域の歴史に親しみと、自信をもつであろう。(村野圭市)

《新たに探りあげたい分野》

○八王子市の成立(大正初)から現在(執筆が終わる年月)までを基本とする。それに前の主要な事項(必要ならば先史遺跡、歴史的には横山党・長井氏・大石氏・北条氏照・十里・滝山城・八王子城の合戦・八王子宿の成立・大久保長安・千人同心等)の取り上げ方、その範囲、分量。(全部カットはできないと思うが、全部詳記すれば大きくなりすぎる?)

○圏央道着工後、八王子はどう変わるのか。八王子の歴史的災害(明治30年の大火・関東大震災・空襲等)の説明は、損害の数字を記すだけでなく、それ以後、町がどう変わったかを示してほしい。

(倉員保海)

○郷土文化の発掘に視点をおいて過去の生産・生活技術の歴史、特に中世の刀工・仏師・石工などの生産技術を技術集団の側面から、また、農業技術などを取り上げ解明して欲しい。

特に八王子下原鍛冶の下原刀の研究が近年進んでいる。下原刀は全国的に有名で現在も相当数の刀剣類が存在している。(後藤安孝)

○1. 天然理心流(武術)

この流派元祖は、遠州から出た近藤内蔵之助で両国薬研堀に道場を構え八王子方面にも出稽古で剣術を教えていた。二代目を継いだ坂本三助(のち近藤三助)は戸吹村(現戸吹町)の人で、自宅に道場を構え優秀な多くの師範を育て、これらの師範により武蔵・相模方面に数多くの道場が開かれていた。

2. 御用御船世話役(将軍の御菜船、のち上げ船御用)

延享2年に既に行われていたと記録される上げ船の「世話役」や御用請村組合の「漁師総代・世話役」に高月村(現高月町)の人々が活躍している。

3. 筏(元締め)・筏乗り

寛政年代の「村方明細取調書上」に「男は材木筏を出・・・」と記されている。因みに文化12年の筏師仲間の議定書には、わずか30余軒の滝村(現滝町会)で7名の筏師の署名がみえる。

また、安政7年荷主総代4名と荷受人4名の念書の中に「滝村某」の名が見える。文久2年玉川通43か村の筏運上に関する奉行所への奉願書に願人総代として滝村の「年寄」と「名主」の名が記され、玉川通の筏運上にも高月村の人々が活躍している。

『昭島市史』『秋川市史』には、それぞれの市に関係した内容で記されています。本市で予定する次回の市史で、是非このことについて取り上げてくだされば、さいわいでございます。(澤井 栄)

○私が専門とする戦時下を中心とした現代史の分野のみ記述いたします。戦時下の状況は『八王子の空襲と戦災の記録』でかなり解明されてますので、その後の研究の成果を加えつつ、戦後史・平成史についても資料調査・聞き取り・実地調査を実施すべきと考えます。

その他、早急にすべきことは以下のことです。

- (1) 昭和20年代・30年代・40年代に市政にかかわった方々への聞き取り
- (2) 元各種団体・地元企業の創始者・経営者への聞き取り
- (3) 役場文書の所蔵調査と保存の検討
- (4) 個人・家の文書の調査・収集
- (5) 米国側資料の資料収集

(齊藤 勉)

○次のことも重点的にとりあげて欲しい

- (1) 織物関係
- (2) 交通関係
- (3) 観光関係
- (4) 皇室ご陵墓

(清水正之)

○写真・文化財も重要視してもらいたい。

(高澤寿民)

○対象とする分野をできるだけ広げる。

「地域史」とは、全体史（あるいはこの表現が、あまりよい印象でないとするれば、総合史）ですね。その地域の歴史（その土地に生きてきた人々の歩み）に関わることがらであれば、分野を限定することなく、あらゆる手懸りを活かして叙述を豊かにしていただきたい。地域を対象とする研究は、都市史・村落史・交通史・城郭史・建築史・女性史・地名学・系図研究・板碑研究・絵図地図研究などなどの諸分野において深まり、参照すべき多くの成果が生まれていますので、それらもぜひ採り入れていただきたいです。

(馬場喜信)

○地誌的な記述を豊富にする。

八王子に住む新・旧の市民が「新市史」を手にして、まずもって自分の住む町のことを知ろうとしたときに、大冊にもかかわらず、そのどのページを開いても自分の住む土地についてふれた記述を見出せないとしたら寂しい限りです。たとえ一行でも見つけられれば、それを手懸りにして、「新市史」を読み進めることができるのではないのでしょうか。その意味では、近世の村と現在の町名との繋がりを明らかにすることが大事ですし、総じて地誌としても利用できるような工夫が欲しいところです。(馬場喜信)

○古い町会・新しい町会の紹介を載せる。(町会の歴史・町名の由来・成立の経由等について)

○八王子の歴史・現在の八王子・将来の八王子等のテーマを設定し座談会を開き、話し合いを載せる。

(増淵 滋)

(4) 刊行に際しての留意点など

《体裁など》

○通史編は函入、上製本が良いが、史・資料編はハンディな並製本でよい。小・中学校で使える写真・図版の多いダイジェスト版も刊行する。史料紹介や編さん上の新知見を入れた「市史研究」を発行して市民に市史への関心を持ってもらう。最近、刊行された『上越市史』の「市史資料」（上杉家文書集成）は学問的にも高い評価を受けており参考になる。
(加藤 哲)

○書籍の形態で刊行するのが基本的だと思います。ただ、他市に見られるような厚手の書籍になることは避けたいですね。利用者の便宜を考えると、せいぜい400 頁程度で1 冊というのが、限度かと思われます。全体としての冊数が増えるかもしれませんが、できれば実現していただきたいと思います。

その一方で、内容を単なる書籍だけにとどめるのではなく、CD-ROMやDVDといったデジタル記憶媒体を用いて残していくことも、考慮する必要があるのではないのでしょうか。これらを利用すれば、資料それ自体を画像として残すことができますし、色という重要な要素や、音楽さらには映像という領域にも足を踏み入れることができ、立体的な市史になると思います。利用範囲は、格段に広がるはずで
(神立孝一)

○『市史』はとくに大型とはいえないが、書架の飾り物のような大物主義の市史が多いので、多くの市民に役立ち親しまれるようなものにしていただきたい。
(梶 國男)

○何冊かの本にして発行されると思いますが、この場合、一冊のページ数は1000 ページくらいまでがよいと思います。
(清水正之)

○周年記念事業で刊行する市史なので、ハードカバーの立派な市史の刊行になると思うが、市民に末永く愛読される市史として利用者に配慮した刊行を考える。そのため、ハードカバーの立派な市史以外に、ソフトカバーで分冊型にして市民が地域のことを調べる時に、手軽にテキストとして利用できるような形で刊行する。

また、なるべく市史はビジュアルな形で編さんし、カラー写真や図を用い、平易な言葉と表現に努め、難しい用語にはルビをふるなど、読者（市民）に配慮した市史にする。さらに時間的に余裕があれば、ダイジェスト版の刊行や、児童向けの冊子としての刊行も行う。
(馬場憲一)

○人名索引・地名索引・事項索引を付ける。

管見の限りでは、これまで索引付の市町村史は見たことがありません。多くは数巻にわたり各1000 ページを超えるような大冊なのに、不思議なことです。とにかく刊行すればよい、面倒な作業は省くという、単なる手抜き慣行の結果でしょうか。しかし、これは旧来の市町村史の大きな欠点、読者への大きな不親切です。索引があれば、歴史書として、また地誌として、読者は日常的に大いに活用できます。

「新市史」には最終巻（別巻）として、ぜひ索引を付けていただきたい。もし、この試みが実現したら、市町村史として画期的な、記念碑的な意義を持つことになるでしょう。
(馬場喜信)

○各巻の内容構成と巻数・ページ数を工夫する。

「すべての歴史は地域史である」と慧眼にも見極めた人（誰であったか記憶になく保存資料も見当たらないのが残念です）がいました。地域には広狭さまざまな捉え方がありえますが、都道府県単位の歴史から日本列島単位の歴史まで、また東アジア史・ヨーロッパ史などなどといえども地域史です。市町村史もまた、それぞれの地域の一定の広がりを対象とする地域の通史です。「新市史」は、この考えを踏まえ、「通史」をあつかった近年の歴史図書から学ぶことが多いと思います。とくに参考になるのは、既にやや古くはなりましたが、『岩波講座日本通史』（全21巻・別巻4）です。内容は、各巻とも世紀あるいは西暦年数単位に区分した「通史」部分を巻頭に置き、つづけて「論説」を数編ずつ並べ、さらに「文化論」「特論」を加えていました。この内容構成も参考になります。巻数については「新市史」の場合、これだけ多くの巻数は必要なく、A5判・平均320ページという同講座の内容量を踏襲するとして、おそらく「新市史」本巻は、全8～10巻程度でしょうか。これならば、読む人にとっても手ごろです。

（馬場喜信）

○年表を付ける。

索引とともに、大冊の書籍、とくに歴史書にとって欠かせないのは、年表です。『町田市史』などにその試みがあります。ふだんはあまり目が行かないかも知れませんが、これがあれば、いざというときに便利です。最終巻（別巻）に総合年表を索引とともに収める方法と、各巻ごとを区切りとした主要事項年表を巻末に付す方法とが考えられます。もっとも、総合年表は作成の基本方針を決めるのもけっこう大変なことかもしれません。それが難しければ『市史』でもすでに一部試みられています。個別事項ごとの年表、たとえば、「板碑年表」「庚申搭年表」「社寺創建年表」などを、該当する巻の本文に付して織り込むことも考えられます。

（馬場喜信）

○文章記述のみに頼ることなく、絵図・古地図や初期の近代地図、さまざまな図版類をあらかじめ蒐集し、それらを活用してイメージ豊かな（いわゆるビジュアルな）市史としていただきたい。その場合、図版類を単なるカットや息抜きとして扱うのではなく、そこに記された文字や記号が読者にも読み取れるように配慮する。それが難しい場合には、解説図を添える。カラー印刷もふんだんに採り入れる（あるいは全ページをカラー印刷とする）ことができれば、それに越したことはありません。（馬場喜信）

○「新市史」とともに、その普及版（四六判・全1巻・500ページほど）を刊行することを、当初から計画に入れておく。これには、昨年4月に府中市の「郷土の森博物館」の学芸員の方たちが分担執筆して刊行された『新版 武蔵国府のまち 府中市の歴史』が参考になります。ただし、この本は上製・箱入りですが、並製・カバー付で十分だと思います。その分、定価を抑えたほうがよいのでは。もっとも、府中市のあの本は、書籍としてもたいへん美しい出来映えで、それも魅力的なので、上製・箱入りというのも捨てがたいですね。

（馬場喜信）

○書名は『新編 八王子市史』とするのはいかがでしょうか。『八王子市史 新版』あるいは『新 八王子市史』とするよりも、内容からいっても、あるいは語感からも、好ましいのでは。（馬場喜信）

○分野別分冊形式にして、分冊ごとの販売も可能とする。さらに分冊ごとDVDを付け、第一次資料や音源資料を写真や音声で理解できるようにする。保存には特別なケースを作る。（宮川孝之）

《読み易さ》

○昨年刊行された府中市の「新市史」(『新版 武蔵国府のまち 府中市の歴史』)は、わかりやすく整理して書かれていて、見た目にもきれいで見事です。参考にしてください。(栢 國男)

○市史・資料集など文章は平易で、漢字には可能な限りルビをふり、特に地名などには必ずルビをふる。古文書は可能な限り写真にして掲載し、解説・読み方を付す。(後藤安孝)

○「市民の財産」となるような市史を編さんして欲しいのですが、基本的には編さん担当者の力量にかかっていると考えます。予算折衝などの場合によっては理事者側とも厳しいやりとりをしていただきたいと思います。

編さんの基本的な方針・タイムスケジュールなどは編さん室の方が作られるでしょうが小学生むけの副読本的な簡易な市史や図説なども編集されることを望みます。

また、広報・掲示物・HPなどで市民へのPRも積極的に行い、新たな資料や証言の発掘に努めて欲しいと思います。(齊藤 勉)

○読みやすいよう活字を少し大きなものにして頂けたら。

○文中の年号は、今流行りの西洋暦だけでなく、和暦と西洋暦を併記するようにお願いします。

○できるだけ、写真や図表等を多く掲載する。(清水正之)

○一般市民・小中学生を対象としたダイジェスト版の刊行。(資料集・通史編刊行後)

○論文的な内容・記述(『市史』下巻のようなもの)は避ける。(沼 謙吉)

○読者の理解を助けるような工夫をする。

適切な図解をおこない、基本的な専門用語には解説をつけるなど、地域史に関心のある一般読者が読み継げるように工夫する。この点は、巻末に用語解説を付している『城山町史 通史編』が参考になります。(馬場喜信)

○応接室に飾っておく市史でなく、市民の読書に耐えるような「わかりいい市史」にして、のちのちの人達が活用して、新時代の八王子の姿のイメージづくりに資せる「新八王子市史」にすべきだと思う。(樋口豊治)

○書庫の飾りにならないように読み易い表現にする。

- ・ 述語・専門用語は必要最低限にする。
- ・ 写真はもっと鮮明なものを使用し、数を多くする。
- ・ 現代について論述を多くする。
- ・ 附編にある史料を充実したものにする

○編・章・節は硬い、小見出しを付けて親しみ易いものにする。(増淵 滋)

○新市史は、多くの市民に理解されることが重要かと思います。しかし、大衆迎合的姿勢は、かえって理解を遠ざけます。専門家にも、一般市民にも納得の出来るレベルでお願いします。(光石知恵子)

○編さん委員・専門家だけでなく、一般市民含めて、製作物の本文の中に執筆者名・提供者名・出典を表示する。(宮川孝之)

《価格や販売方法》

○刊行物の価格を市民が蔵書として購入できるように抑えて頂きたい。(犬飼康祐)

○市の刊行物として廉価にすることなど。(後藤安孝)

○表紙はできるだけ明るく。購入しやすいような価格設定を。(清水正之)

○この点は「編さんの進め方」に書きましたが、加えて、定価をできるだけ低く抑えてほしいです。そして八王子市民だけでなく、より幅広い多くの読者に手にとってもらい、「地域史」としての市町村史の面白さを知ってもらいたいですね。刊行開始時あるいは完結時には広告・宣伝も積極的におこない、八王子市広報のみでなく、多摩や近隣地域の地域新聞や地域雑誌などにも広告を出して、地域史に関心のある人々に呼びかけたらいかがでしょうか。(馬場喜信)

○「広報はちおうじ」などを利用して、「新市史」作成の進捗状況、新発見や興味ある史実、見逃されていた事項などを広く知って貰いたい。

○「広報はちおうじ」16面「歴史の散歩道」のような欄が欲しい。のちほどまとめて一冊にしたい。

例えば『日野市史 別巻 市史余話』(平成2年・日野市史編さん委員会)のように、「序(日野市史編さん委員長・日野市長)」にこうある。「日野市史編さん委員会を発足させて以来の調査・研究の成果は『日野市史 史料集』や『日野市史 通史編』など既に13冊にまとめ刊行してまいりました。また、『広報ひの』紙上には、新しい史料の紹介や身近な史話を、「郷土を探る」などの表題で連載し、関心ある市民の方に地域の読み物として親しまれてまいりました」と記す。さらに監修者は、「この日野市域の史話は全国にも共通するものが少なくない。これを通じて、古代から近代までの各地の歴史を探る手がかりとして頂ければ幸いである」と述べられている。(樋口豊治)

○新しく編纂した部分を平易な文章と写真を用い、安価に頒布できるようにする。できれば、随時、「市史編纂室紀要」を発行して、窓口配布し、おわれば、ホチキスして全体を統一整合・加筆し、刊行とすればできあがり。さすれば、反応をみながら、途中で軌道修正も可能であろう。

予算があれば、絵画も多用したいが、いかなるものであろうか。文章が多いと読んでもらえない。

(村野圭市)

○編さんの期間中、定期的に刊行された「市史研究」は、他の執筆者の研究視点が見えて大いに参考になりました。(山田恵巳子)

発行年月日

平成 19(2007)年 12 月 18 日

編集・発行

八王子市総合政策部市史編さん室

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

TEL 042-620-7427

E-mail B015200@city.hachioji.tokyo.jp

市史編さん室 執務体制（平成 20 年度）

市史編さん室長

|

市史編さん室主幹

|

主査（1名）

|

主事（1名）

会計事務（予算・決算）、施設の維持管理、
審議会等の開催、事業の進行管理 等

市史編さん専門員（嘱託員）6名（ ）

資料の調査研究、資料の収集整理、資料の保存管理 等

）平成 20 年 4 月から 2 名配置、10 月から 6 名配置。

臨時職員 14 名（延べ）

資料の収集整理業務の補助 等

市史編さんに関する八王子市の考え方

(平成19年9月5日経営会議決定内容)

1 編さんにあたっての基本的な考え方

- (1) 生活を営む市民の視点からの編さんを行う。
- (2) 大学や地域、市民と協働し、地域の歴史を掘り起こす。
- (3) 次世代への、地域の歴史や伝統文化の継承の機会とする。
- (4) まちづくりや、生涯学習・学校教育などで、市民が活用できるよう史料の整理・再編をすすめる。

2 編さん業務の進め方

(1) 編さんの体制

学識経験者や市民からなる八王子市史編さん審議会を設置し、市史編さんに関する基本構想案を作成する(平成20年度)。さらに市民意見の聴取などを経て、市史編さんの基本構想を定める(平成20年度)。

基本構想に基づいて、学識経験者による編集委員会を設置し、編集方針等の編集・執筆に関する重要事項を協議する(平成20年度予定)。

(2) 編さんのスケジュール

平成20年度に市史編さん審議会、市史編集委員会を設置し、編さんのための史料収集、保存・管理、編集、執筆、刊行等を計画的に行い、市制100周年に当たる平成28年度(又は平成29年度)に、市史編さん業務を完了する。

3 執務の場所

平成20年度から、旧稲荷山小学校(八王子市寺田町)の2階を使用。

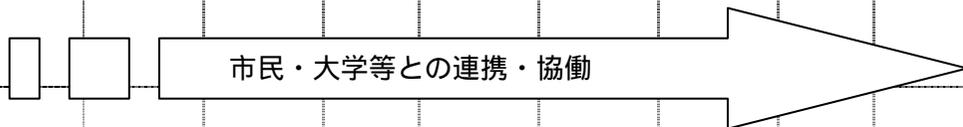
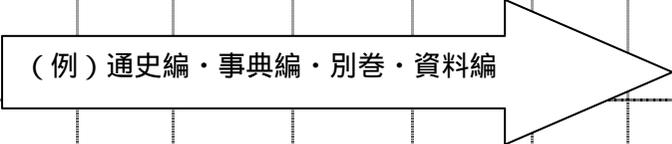
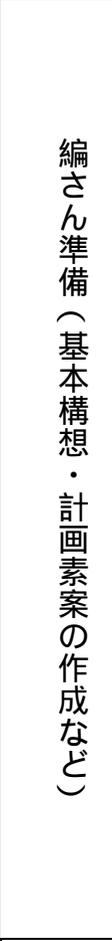
市史編さんスケジュール（平成19年度～平成28年度）

内 容 / 年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28
1	市史編さん審議会 （年度3～4回開催）									
	市史編集委員会 （随時開催）									
2	印刷物などの刊行 通史編・事典編・資料編									
	史料目録・調査報告書・論 集・市史研究・だより									
3	史料収集・保存・管理									
	公文書 古文書 考古資 料 民俗資料 自然史資 料 近現代資料 その他 の資料									
4	普及・学習事業 市民大学（八王子学）									
	シンポジウム、講演会 研修会など									

編さん準備（基本構想・計画素案の作成など）

（例）通史編・事典編・別巻・資料編

市民・大学等との連携・協働



平成 20 年度「市史編さん審議会」審議スケジュール案（たたき台）

回数	開催日	審議内容等
1	6月25日	<ul style="list-style-type: none">・会長、副会長の選出・会議の取扱いについて（協議）・市史編さんの経過と現状について（報告）
2	9月ころ	<ul style="list-style-type: none">・市史編さん基本構想について 事務局から基本構想素案の提案 素案内容について検討・管外視察（日帰り）
3	11月ころ	<ul style="list-style-type: none">・市史編さん基本構想について 素案内容について検討 答申文案について検討
4	1月ころ	<ul style="list-style-type: none">・市史編さん基本構想について 答申文案について検討 答申文案の決定・今後の審議事項について

「市史編さん審議会」審議スケジュール及び基本構想策定の流れ（案）

	平成20年度										平成21年度			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
審議会の開催														
基本構想案等の審議	(管外視察)													
(市民意見の聴取)	(パブリック・コメントの実施)													
(基本構想の決定)														
市史編さん事業の推進 に関する審議														

主な自治体史編さんにおける基本構想等の検討状況 資料3-1

	自治体名	人口規模 (19. 8. 1現在)	名称	会議回数	検討期間
1	青森市	311,101	準備委員会	3回	4カ月と20日
2	上越市	208,223	準備委員会	5回	7カ月
3	相模原市	688,385	編さん審議会	4回	6カ月と20日
4	横須賀市	428,889	準備委員会 編さん委員会	3回	7カ月
5	寒川町	47,322	編さん事務研究会	5回	6カ月と15日
6	甲府市	193,901	準備委員会	3回	7カ月
7	松本市	223,697	編さん懇話会	3回	6か月と20日

青森市史編さん大綱

(趣旨)

第1条 この大綱は、新青森市史（以下「市史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

(市史編さんの目的)

第2条 市史の編さんは、現在の青森市域（以下「青森市」という。）の原始・古代から現代までの歴史的歩みや営みを実証的研究の成果の上に立って明らかにし、市民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに、貴重な資(史)料を市民共有の財産として後世に伝え、もって今後の青森市の発展と文化の向上に資することを目的とする。

(市史編さんの方針)

第3条 市史編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 原始・古代から現代にいたる青森市の歴史的歩みや営みを明らかにし、北方世界における青森市の歴史的な位置付けを解明する。
- (2) 近世においては弘前藩の外港として栄え、廃藩置県後は県庁所在地として発展してきた青森(町・市)の歴史的経緯をふまえ、近世から現代にいたる過程を特徴的に表現する。
- (3) 既刊の「青森市史」(全14巻)も参考としながら、新たな資(史)料の調査、探訪、発掘にあたるものとする。
- (4) 学術的に高い水準を保ちつつも、叙述は平易な文章を用い、写真、図版、統計資料等も多く取り入れ、市民にとって親しみやすいものとする。また、マルチメディアの積極的な活用も考慮する。
- (5) 発刊後は、ひろく市民並びに青森市に関心を有する人々の利用に供し、収集した資(史)料は、市及び市民の共有財産として永く後世に伝えるよう配慮する。

(市史の時代区分並びに規模及び構成)

第4条 市史は、通史編、資料編、別編に分け、次により編さんする。

- (1) 時代区分は、概ね別表1のとおりとする。
- (2) 規模及び構成は、おおむね別表2のとおりとする。

(市史編さんの期間)

第5条 市史編さんの期間は、平成8(1996)年度から平成21(2009)年度までの14年間を目途とする。

(市民に対する普及活動)

第6条 市史編さんに対する市民の理解と協力を得るため、市史の編さんに関する刊行物(毎年3月、市史研究あおもり、青森市史叢書等)の発行、青森市史講座として講演会・見学会等の開催や広報あおもりへの記事掲載等の普及活動を行うものとする。

(青森市史編さん委員会等の設置)

第7条 市史の編さんを行うため、青森市史編さん委員会を置く。

2 青森市史編さん委員会のもとに編集委員会を置き、そのもとに専門部会、執筆編集員、調査協力員及び執筆協力員を置く。

(庶務)

第8条 市史編さんに係る庶務は、総務部総務課市史編さん室において処理する。

(その他)

第9条 この大綱に定めるもののほか、市史編さんに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この大綱は、平成8年10月7日から実施する。

附 則

(実施期日)

この大綱は、平成12年3月31日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係) 市史編さんの時代区分

時代区分	収録時代
原始・古代	原始から奥州合戦(1189)ころまで
中世	奥州合戦から青森開港(1625)ころまで
近世	青森開港から廃藩置県(1871)ころまで
近代	廃藩置県から第2次世界大戦終了(1945)ころまで
現代	第2次世界大戦終了以降

別表 2 (第 4 条関係) 市史編さんの規模及構成

通史編		資料編		別編	
区分	巻数	区分	巻数	区分	巻数
原始・古代・中世	1	考古(I)	1	教育(I)・(II)	2
近世	1	考古(II)・古代・中世	1	民俗	1
近代	1	近世(I)・(II)・(III)	3	自然(I)・(II)	2
現代	1	近代(I)・(II)	2	文化財	1
		現代	1	年表	1
		近世・近現代図録	1	普及版	1
計	4	計	9	計 8	

(5) 上越市史編さん計画

※第一回上越市史編さん委員会(平成六年十一月)当時のもの

I 市史編さんの目的

環日本海の中核都市を目指して躍動する上越市は、あたかも二一世紀が幕をあける平成十三年(二〇〇一年)、発足三〇周年を迎えようとしている。

歴史をかえりみれば、上越地域の繁栄は早く、古代この地に越後の国府が置かれたことに始まった。中世には越後を治める守護所も置かれ、そこから春日山城が大きく自立するなど、上越市は長く越後の国都としての地位を占め、近世にあっても越後最大の雄藩の城下として、発展を遂げてきた。近代に至り、県都は新潟に移されたものの、上越地域は頸城地方の中核として、県内に独自の役割を果たしてきた。現代の上越市は、高田・直江津の二つの中心が周辺地域を編入することに、その市域を飛躍的に拡大し、ついには、二大都市の対等合併という大きな改革を、日本の諸都市に先駆けて成し遂げた。

二一世紀を目前にした今、上越市は大きな力を結集し、環日本海の中核都市を目指して行動を開始し、かけがえのない環境も文化遺産も大きな変動の時代を迎えようとしている。人種を尊重し、心豊かな二一世紀を目指そうとする今、私達には、国都の伝統を持つ上越市の自然と歴史と豊かな文化遺産をいっしょくし、真剣に見つめ直すことが求められている。

幸い上越市には、規模雄大な「頸城郡誌稿」をはじめ、再度の「高田市史」・「直江津町史」から普及版「上越市史」にいたる、地域史編さんの厚い蓄積を有している。また、県内の各市町村史編さん事業

も最後の段階に入り、総括の時を迎えている。さらに近年、歴史研究をはじめ、自然・考古・民俗等関連する諸分野の研究も大きな深まりをみせている。これらの成果を踏まえ、伝統ある高田・直江津の歴史を、新たな視点に立って総合することは、二一世紀への明るい展望に、確かな基礎と大きな指針を与えてくれるものと確信する。

ここに上越市は、市民とともに、上越市発足三〇周年記念事業の一環として、豊かな環境と歴史の伝統を見直し、貴い文化遺産を次代へ確かに伝えていくために、新たに「上越市史」を編さんする。

II 市史編さんの基本方針

市史編さんの目的を達成するため、次の基本方針を設定する。

(1) 市民本位・市民参加を基本とし、広く市民の理解と協力を得て、親しみやすい市史とする。

(2) 人権を尊重し、歴史の中の差別を理解し、認識を深める。

(3) 越後の国都としての長い伝統や、頸城地方の中核であった事に深く留意し、地域の歴史を深く掘り下げるとともに、広く日本列島・環日本海に連なる上越市の自然や歴史の特色を明らかにする。

(4) 行政や制度の歴史に片寄らず、地域の自然や生活文化に深く根差した、広い視野に立った編さんを行う。

(5) 関係資料の収集に当たっては、埋もれた地域の文化遺産に注目するとともに、広く市域を超えて系統的に収集し、その成果を組織的に整理保存する。

Ⅲ 市史の内容

(1) 構成及び規模

(別掲)

(2) 規格

・ A五版 縦組み (自然編のみ B五版 横組み)

九ポイント活字

・ 各巻 七〇〇頁

(3) 発行部数と配布

・ 発行予定部数

各巻 三〇〇〇部

・ 配布(予定)内訳

有償配布 二〇〇〇部

無償配付及び予備保管 一〇〇〇部

(4) 付属刊行物

・ 編さん事業の広報や研究成果の発表を目的とした刊行物「市史じょうえつ」を定期的(年一回程度)に発行する。

[全20巻]

(1) 構成及び規模

	通史編		資料編		別編	
	区分	巻数	区分	巻数	区分	巻数
内 訳	自然・原始・古代	1	自然編	1	上杉氏文書集	2
	中世編	1	考古編	1	寺社資料編	2
	近世編	2	古代・中世編	1	高田松平家文書	1
	近代編	1	近世編	2	高田榊原家文書	1
	現代編	1	近代編	1		
	民俗編	1	現代編	1		
合計		7		7		6

※第1回上越市史編さん委員会(平成16年11月)当時のもの

Ⅳ 編さん期間及び刊行計画

上越市発足30周年記念事業として位置付ける。

[30周年]

年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
事業 内容		調査・資料収集・整理										
					資料編刊行							
								通史編刊行				

V 編さん組織

市史の編さん及び刊行に伴う組織は、次のとおりとする。

(1) 市史編さん委員会 二五人以内

市史の編さんに関し、必要な事項を調査審議する。

(2) 市史専門委員会

市史の編さんに関する総合的な企画、立案及び検討を行う。

・編集委員長 会務を総理し、委員会を代表する。

・編集副委員長 委員長を補佐し、その職務を代理する。

・参与 専門的な立場から指導及び助言する。

ア、専門部会 部会長一人、副部会長一人、編集委員若干人

調査執筆委員若干人

市史の編さんを効率的に推進するため、次の専門部会を置く。

七部会 ① 原始・古代史部会

② 中世史部会

③ 近世史部会

④ 近代史部会

⑤ 現代史部会

⑥ 自然史部会

⑦ 民俗部会

・編さんの実施計画を立案し、編さんの推進を図るとともに、資料の調査、収集、整理、執筆、編集等を行う。

イ、調査協力員

・資料の発掘、調査、収集等を効率的に行うため、必要に応じて調査協力員を置く。

・資料の情報提供、現地調査の準備、案内及び資料の収集、整理等を行う。

相模原市史続編編さん基本構想

平成14年2月策定

1 策定の趣旨

昭和29年11月20日に市制を施行した本市は、市制施行10周年を記念して、昭和39年度から『相模原市史』の刊行を開始した。その後、昭和46年度に全7巻の刊行が完結し、以来すでに30年が経過している。

このたび本市は、平成16年に市制施行50周年を迎えるに当たり、再び市史の刊行に向け「相模原市史続編編さん事業」に着手することとした。本事業は、既成の学問領域にとらわれることなく、新たな視点から市域の歴史や現状を見つめ直そうとするものである。また、事業を進めるに当たっては、市民に親しまれ、読みやすい市史の刊行を実現するため、市民の協力を得ながら継続的な調査研究や資料収集を行うこととする。

本事業を通して、市民の地域に対する関心と認識が高まり、貴重な自然や歴史・文化遺産が市民共有の財産として将来に継承されることを期待し、ここに「相模原市史続編編さん基本構想」を策定する。

2 編さん方針

(1) 名称

既刊市史と同名の『相模原市史』とする。ただし、各巻には内容の分かる表題を付記する。

(2) 基本方針

ア 既刊市史で扱われていない時代や分野の編さんを基本とする。

イ 歴史的記述については、昭和20年8月15日の第二次世界大戦終結から現在までの時代に力点を置きつつ、必要に応じて時代を遡^{さかのぼ}って記述する。

ウ 編さんは、幅広い視野に立ち、歴史的事象に加え、考古・民俗・美術史・自然科学等の諸分野に及んで行う。

エ 政治・経済史や行政史に偏ることなく、生活史の観点や市民生活の視点を尊重して記述する。

オ 子ども・高齢者・障害者・外国出身者等も含めた多様な市民に、十分配

慮し編さんする。

カ 調査研究や資料収集に当たっては、市民や市ゆかりの研究者等の参画を得る。

キ 相模原市域にとどまらず、国内外にわたる資料収集や調査研究を十分に行い、科学的信頼性と記録性の高い市史とする。

ク 市史編さんで収集された資料を永久的に保存し、その活用を図るための方策を検討する。

3 刊行巻数及び内容

(1) 構成

ア 市史統編は、「近代資料編」1巻、「現代編」4巻、「テーマ編」4巻、「別巻」1巻の全10巻構成とし、内容は別表1のとおりとする。

イ 別冊として、全通史をまとめた『市史ダイジェスト版』を刊行する。

(2) 体裁

ア 文章が主体となる巻については、既刊市史と同様のA5判とするが、写真・図版類の掲載が多く見込まれる巻については、大判化を図りつつ、軽量化に努める。

イ デザイン的に優れ、品質の高い『市史』となるように努める。

ウ 書籍以外の媒体での出版についても検討する。

(3) 付帯事業

ア 定期刊行物として、『市史編さんだより』や『市史研究』を刊行するとともに、『市史叢書』『市史目録』『市史調査報告書』等を随時刊行する。

イ 講演会・講座・学習会等の事業を実施する。

(4) 頒布方法

ア 『市史』その他の刊行物は、市民が購入しやすい価格設定とする。

イ 『市史』の普及と販売促進のため、広報活動に力を入れるとともに、市民が購入しやすい方法を検討する。

4 刊行計画

刊行計画は、別表2のとおりとする。ただし、資料収集や調査研究の進展状況等によって、適宜、見直しを行うこととする。

5 組織

(1) 市史編さん審議会

市史編さん事業にかかわる重要事項については、「市史編さん審議会」に付議するものとする。

(2) 市史編集委員会

市史各巻や付帯刊行物の内容及び編集方針等については、「市史編集委員会」で定める。

(3) 市史編さん室

市史編さん事業の事務局として、事業の円滑な推進に努める。

(別表1) 市史続編刊行内容

巻名		内容
近代資料編		既刊市史にはない大正2年から第二次世界大戦終結までの文書類を中心とした資料編。
現代編	現代図録編	第二次世界大戦終結から現在まで(以後、戦後)の写真・図版類を中心とした資料編。
	現代資料編	戦後の文書類を中心とした資料編。
	現代通史編	戦後の通史をまとめた記述編。
	現代テーマ編	軍都計画・基地問題・都市化等をテーマとした記述編。
テーマ編	自然編	動物・植物・地形・地質・気象・環境等に関するテーマ編。
	民俗編	伝統的な暮らしや生業、伝承等に関するテーマ編。
	考古編	遺跡や埋蔵文化財を中心としたテーマ編。
	文化遺産編	社寺資料等の文化財や近代化遺産等に関するテーマ編。
別巻		戦後年表・掲載資料総目録・総目次・索引等。

横須賀市史編さん基本計画

平成一一年七月一日

三 編さんの基本方針

一 趣旨

この基本計画は、市制施行百周年の記念事業として実施する横須賀市史（以下「市史」という。）の編さん及び刊行に関し、基本的な事項を定めるものとする。

二 編さんの目的

市史の編さんに当たっては、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 横須賀市の歴史的発展過程の正しい理解及び将来の進むべき方向の展望に資し、「郷土横須賀」に対する市民の関心と愛情を深める。
- (2) 横須賀市の歴史的資料を整理保存し、永く後世に伝える。
- (3) 横須賀市の文化向上と教育振興を図り、市勢発展に寄与する。

市史の編さんに当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 広く市民に親しまれる市史を編さんすることを主眼とする。
- (2) 市史は、横須賀市の原始・古代から現在に至るまでの発展の過程を明らかにし、日本さらに世界の歴史の流れの中における本市の位置を特色づける。
- (3) 市史の資料は、市内にとどまらず広範囲にわたり収集し、これを客観的に解釈する。
- (4) 市史は、専門的な研究にも耐えうる権威ある格調の高い内容を保つものとする。
- (5) 市史は、写真、図版、統計などの資料をできるだけ多く収録し、平易な表現で記述する。

四 編さんの規模及び計画

- (1) 収録の年代及び時代区分

原始・古代から現代までを収録し、時代区分は別表1「市史編さんの時代区分」のとおりとする。

(2) 総巻数及び内訳

全一四巻とし、各巻原則としてA五判八〇〇ページとする。

(内訳)

資料編 七巻

古代・中世(二巻)、近世(二巻)、近現代(三巻)

通史編 二巻

自然環境・原始・古代・中世・近世(一巻)、近代

・現代(一巻)

別編 五巻

軍事(一巻)、考古(一巻)、民俗(一巻)、文化

遺産(一巻)、年表(一巻)

(3) 編さん、刊行の期間及び計画

ア 編さんの期間は、平成一一年度から平成二五年度までの一五年間とする。

イ 資料の調査・収集

(ア) 平成一一年度から調査計画に基づき順次実施する。

(イ) 資料収集・整理については、別途定める。

ウ 資料編、通史編及び別編の刊行計画

市史の刊行期間は、おおむね平成一五年度から平成二五年度までの一二年間とし、原則として資料編、別編及び通史編の順序に執筆、編集及び刊行する。年次計画は、別表2「市史編さん事業年次計画」による。

五 頒布方法

有償・無償の別、頒布部数及び方法については、市長が別に定める。

六 編さん機関

(1) 市史編さん委員会

市史編さん事業に関する基本的事項を審議する。

(2) 市史編集委員

市史の編さん事業に関して各専門分野を担当する部会間の総合調整を行い、市史の編集を行う。

(3) 市史専門委員

各部会において編さんに必要な資料収集・調査・研究を行うとともに執筆に当たる。

七 編さん事務局

編さん事務局は、総務部総務課とする。

別表1 市史編さんの時代区分

時代区分	収録年代
原始・古代	先土器時代から平安時代まで
中世	鎌倉時代から小田原北条氏滅亡まで
近世	徳川氏入府からペリー来航まで
近代	横須賀製鉄所起業から第二次世界大戦まで
現代	ポツダム宣言受諾から現代

別表2 市史編さん事業年次計画

1 発刊規模 全14巻 資料編 7巻 ・ 通史編 2巻 ・ 別編 5巻

2 発刊時期

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18 百周年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
資料編 古代・中世Ⅰ					○										
資料編 古代・中世Ⅱ								○							
資料編 近世Ⅰ						○									
資料編 近世Ⅱ								○							
資料編 近現代Ⅰ							○								
資料編 近現代Ⅱ									○						
資料編 近現代Ⅲ											○				
通史編 自然環境・原始・ 古代・中世・近世												○			
通史編 近代・現代															○
別編 軍事													○		
別編 考古										○					
別編 民俗														○	
別編 文化遺産									○						
別編 年表															○
資料所在目録				○	○	○	▶
新聞記事目録				○	○	○	▶
市史研究			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

* 100周年 → H19. 2. 15 (2007. 2. 15)、平成18年度

「3」 町史編さん基本構想

町史編さん事業の指針となる基本計画である。昭和六十年一月二十日の第一回町史編さん審議会で決定された。途中、八回にわたり改正がおこなわれたが、おもに発刊計画の変更にもなつて年次計画表を一部改めたためである。

まずは、当初に制定された文面を載せ、ついで最新のものを掲げる。

○寒川町史編さん基本構想

(昭和61年1月20日制定)

1 町史編さんの目的

寒川のおいたちについての資料が散逸してしまっている今、少しでも早く資料の散逸を防ぎ、寒川のおいたちを史実に基づき明らかにし、記録にとどめ郷土寒川に対する町民の関心を高めるとともに、資料をながく後世に残すことを目的とする。

2 町史編さんの方針

(1) 広く町民に親しまれる町史を編さんすることを主眼とする。

(2) 原始、古代から現代(おおむね昭和六十年)までの本町の歴史的全ぼうを明らかにし、日本全土の歴史の中で本町が占める地位を説く。

(3) 資料は、広範囲にわたり収集し、これを客観的に解釈する。

(4) 編さんの内容は、高い格調を維持するとともに、写真、図版、統計等をできるだけ多く採録して、平易に記述する。

(5) 町史の構成は、資料編、通史編及び別編とする。

(6) 町史を広く町民に普及させるため、ダイジェスト版を発行する。

(7) 町史に対する町民及び有識者の理解を深めるとともに、町史の充実と補完を図るために雑誌「町史研究」を随時発行する。

(8) 町史編さんのために調査、収集した資料の保管及び保存整理には十分配慮し、将来は資料館等を建設し、保管活用する。

3 町史編さんの規模及び計画

(1) 収録の年代及び時代区分
原始、古代から現代(おおむね昭和六十年)までを収録し、時代区分は、別表1「町史編さんの時代区分」とおりとする。

(2) 総巻数及び内容
原則として、全一五巻 A5判約五〇〇ページとする。

内訳

資料編 5巻 古代・中世・近世(1巻)、近世(2

巻)、近代(1巻)、現代(1巻)

通史編 2巻 古代・中世・近世(1巻)、近代・現

代(1巻)

別編 8巻 民俗・宗教(2巻)、金石文・文化遺

産(1巻)、考古(1巻)、年表(1巻)、統

計(1巻)、ダイジェスト版(一般向け1巻、

中・小学生向け1巻)

(3) 編さん、発行の期間及び計画

ア 編さん、発行の期間は、昭和六十年度から昭和七

十四年度までの一五年間とする。

イ 資料の調査、収集の計画

(ア) 昭和六十年度は、町史編さんの準備期間と

し、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの

三年間は、主として資料の調査、収集期間とす

る。

(イ) 町内社寺、旧家、官公庁、企業等所蔵の古文書、記録及び古写真等の資料を広範囲にわたつ

て調査、収集する。

(ウ) 町外所在の本町関係資料についても調査、収集する。

(エ) 資料所在目録稿を作成する。

ウ 資料編、通史編及び別編の発行計画

町史の発行期間は、おおむね昭和六十五年度から昭和七十四年度までの一〇年間とし、原則として資料編、別編及び通史編の順序に執筆、編集及び発行する。なお、この期間中も執筆に必要な範囲で資料の調査、収集を並行して行う。年次計画は別に定める。

4 頒布方法

有償、無償の別、頒布部数及び方法については、町長が別に定める。

5 町史編さんの機関

(1) 町史編さん審議会

町史編さんの基本方針等の審議及び総合調整を行う。

(2) 町史編集委員会

町史編さんに必要な資料調査、収集と編集を行う。

6 町史編さん事務局

町史編さん事務局として、町史編さん室を設置する。

別表1 町史編さんの時代区分

時代区分	収録年代
原始・古代 中世 近世 近代 現代	先土器時代から平安時代まで 鎌倉時代から安土桃山時代まで 江戸時代から大政奉還まで 明治時代から第二次世界大戦まで ポツダム宣言受諾から昭和六十年まで

甲府市史編さん大綱

昭和五八年	三月三十一日	改正
昭和六一年	一月二十八日	改正
昭和六三年	五月二日	改正
平成元年	二月二日	改正
平成二年	七月二十五日	改正

一 編さん趣旨

甲府市は、明治二二（一八八九）年七月に市制が施行され、昭和六四（一九八九）年七月で満一〇〇年を迎える。

その記念事業として、先史時代から現在に至る本市のあゆみを明らかにし、広く一般に本市の歴史を理解するための資料を提供

するとともに、郷土における文化の啓発と愛郷心の高揚を促して、将来の市政発展に資するため甲府市史を編さん刊行する。

二 編さん方針

- (1) 本市のこれまでのあゆみを通史編と史料編・別編に分けて編さんし、日本史全体の動きと関連させながら本市発展の史的展開を明らかにする。
- (2) 記述の立場を民衆の側に置き、民衆の生活実態と推移を中心にすえる。
- (3) 市民に親しみ易いように写真・図版等をできるだけ多く掲載して、表現は平明にする。

三 規模及び規格

総巻数 一六巻

A5判 各巻六〇〇頁、一、〇〇〇頁

四 市史の構成

(1) 通史編……………四巻

第一巻 原始・古代・中世

第二巻 近世

第三巻 近代

第四巻 現代

（一巻当たり一、〇〇〇頁とする。）

(2) 史料編……………八巻

第一巻 原始・古代・中世

第二巻 近世I

第三巻 近世II

第四巻 近世III

第五卷 近世Ⅳ

第六卷 近代

第七卷 現代Ⅰ

第八卷 現代Ⅱ

(一巻当たり八〇〇頁とする。)

(3) 別編……………四巻

一 民俗

二 美術工芸

三 「甲府の歴史」

四 年表・索引・目録

(一巻当たり六〇〇頁とする。)

五 編さん刊行期間

編さん刊行の期間は、昭和五八年度から六七年度(平成四年度)までの十か年とする。

(巻別の編さん計画は別表のとおりとする。)

六 機構

(1) 甲府市市史編さん委員会

市史の編さんについて、市民の立場にたった編さん方針を確立し、編さん事業を円滑に推進させる機関として学識経験者・市議会議員・市職員二十人以上以内で組織する「甲府市市史編さん委員会」を設置する。

〔編さん委員会議〕

市史編さん方針その他編さんに関する重要事項を審議する。

〔専門委員〕

史料の調査・収集・翻訳などを行うため委員会に専門委員

を置く。

専門委員は、特に専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

〔部会〕

市史の編さんについて、固有の専門的事項を調査研究するため、時代別・部門別に部会を設ける。

部会は、委員及び専門委員によって構成する。

〔協力員〕

史(資)料の調査・収集について、情報の提供など広く市民の協力を得るため、協力員を置く。

協力員は、史(資)料所在等について精通している者のうちから、地域別に委員長が委嘱する。

(2) 市史編さん事務局

市長室広報・市史編さん担当(事務局)で所管し、編さん業務を処理するとともに、史料の調査・収集・整理・保管などを行う。

七 市史の執筆

市史の原稿は主として編さん委員(学識経験者)と専門委員が執筆する。ただし、特別の部門については、委員外の専門家に原稿の執筆を依頼することとする。

2 松本市史編さん大綱と準備懇話会

(1) 松本市史編さん大綱

平成元年3月30日に策定され、平成2年1月26日に一部修正された「松本市史編さん大綱」にそって、9年間におよぶ『松本市史』の編さんがすすめられた。

編さん大綱はつぎのとおりであるが、7項目にわたって『松本市史』の編さん方針を方向づけている。

1 編さんの趣旨

松本市は、昭和8年に市史上・下2巻を刊行したが、発刊以後の本市をとりまく内外の変遷は、非常に著しいものがある。

松本市においては、近隣14か村の合併により都市規模が拡大し、新産業都市指定等の積極的な施策の展開により産業の振興、都市基盤の整備が図られ、昨春（昭和63年）には待望の長野自動車道の開通に伴い高速交通時代へ突入、さらに、11月には念願の20万都市の仲間入りをはたして、文字通り長野県の中核都市として大きく飛躍している。

一方、国においては、第二次世界大戦の後、驚異的な経済成長を経て、名実ともに先進国社会への仲間入りをはたし、そして、激動の昭和時代が終了し、新しい平成時代を迎えた。

このような画期的な時代の節目の中で、本市は平成9年に市制施行90周年を迎える。

そこで、これを記念して、20万市民が今ここに先人の歩んだ足跡をみつめ、現在を認識し、その文化遺産を後世へ伝えて、活力と魅力にあふれた住みよい松本市の建設に資するため、市史を新たに発行するものである。

2 編さんの基本方針

- (1) 本市の発展過程を探求し、日本史全体の流れと有機的に関連させながら、住民生活の発展過程と本市の歴史を捕える。
- (2) 単なる過去の記録の集成ではなく、各時代のできごとや人物などを取り上げ、その時代ごとに本市の特色を明らかにする。
- (3) 写真や図版等を多く取り入れて、読みやすく親しみやすいものとし、市民に長く読みつがれ、郷土愛をはぐくむことができるものとする。
- (4) 市史編さんの過程においては、市民の協力を得て作成する。
- (5) 収集された史資料は、市民が活用できるよう保存管理し、将来の市民のために伝えることができるように配慮する。

3 規模、企画及び発行部数等

- (1) 規模 5巻 11冊
- (2) 構成 第1巻 自然編
第2巻 歴史編 I (原始・古代・中世)、II (近世)、III (近代)、IV (現代)
第3巻 民俗編
第4巻 史資料編 I、II、III、IV、
第5巻 地名・年表・索引

※ 第4巻の史資料編には、合併以前の松本市及び14か村等のそれぞれの概観と史資料を含むものとする。

- (3) 規模 A5判 縦組み 自然編は、横組み 各冊800頁～1000頁
- (4) 発行部数 各冊 5000部
- (5) 配布状況 ア 無償配布 (贈呈等) 500部
イ 有償配布 (実費頒布) 4500部

頒布価格は、印刷代金相当とする。

4 編さん発行計画

市制施行90周年をむかえる平成9年度までに発行を完了する。ただし、史資料収集、調査等の進捗状況に応じ、弾力的な対応を図るものとする。

5 編さん組織

(1) 編纂委員会

松本市史編纂委員会設置条例（昭和28年条例第9号）に基づき、附属機関として松本市史編纂委員会を設置する。

ア 編纂委員会は、市史の編さんに関する総合的な審査、審議又は調査等を行う。

イ 編纂委員会は、学識経験者5名、市議会議員2名、市職員3名の10名により組織する。

ウ 編纂委員会に委員長を置き、助役がその任にあたる。

エ 編纂委員会に副委員長1名を置き、選出は委員の互選による。

(2) 編集委員会

市史の編集をするため、松本市史編集委員会を置く。

ア 編集委員会は、「自然部門」、「原始・古代・中世部門」、「近世部門」、「近代・現代部門」、「民俗部門」により構成する。

イ 編集委員会は、部門毎に、市史編纂委員会委員である学識経験者を編集委員長として、編纂委員長及び編集委員長の選任した委員により組織する。

ウ 部門毎の委員数（委員長を含む）は、次のとおりとする。

（ア） 自然部門 6名以内

（イ） 原始・古代・中世部門 6名以内

（ウ） 近世部門 6名以内

（エ） 近代・現代部門 6名以内

（オ） 民俗部門 6名以内

エ 編集委員長会

編集委員会の統一的、総合的連絡調整を図るため、部門毎の編集委員長による編集委員長会を置く。

（ア） 編集委員長会は、各部門毎の編集委員長5名により組織する。

（イ） 編集委員長会に編集委員長会会長を置き、選出は各編集委員長の互選による。

オ 部門専門委員

（ア） 編集委員会の各部門ごとに、部門専門委員を若干名置く。

- (イ) 部門専門委員は、各部門の編集委員の指示に従って、史資料の収集・調査・執筆を担当する。

(3) 監修者

- ア 市史編集内容について、専門的指導、助言を得るため、監修者を数名置く。
- イ 監修者は、著名な歴史学者等とする。

(4) 相談役

市史編さん全体にわたって、指導、助言を得るため、相談役を若干名置く。

(5) 協力員

- ア 史資料の調査収集、情報の提供など広く市民の協力を得るため、協力員を置く。
- イ 協力員は、史資料の所在等について精通している市民の中から、各地区毎に数名を選出する。

6 事務局の設置

市史編さんに関する事務を処理するため、市史編さん主管課である行政管理課に、市史編さん室を設置し、市史編さん事務局を組織する。

(1) 事務分掌

- ア 市史の発行
- イ 市史編纂委員会、編集委員会に関すること。
- ウ 史資料の調査、収集、整理、保管等に関すること。
- エ 市史編さんに伴う予算、庶務に関すること。

(2) 事務局組織

- ア 事務局長は、総務部長とする。
- イ 事務局次長は、行政管理課長とする。
- ウ 事務局次長補佐は、文書係長とする。
- エ 事務局係長は、市史編さん室長とする。
- オ 事務局職員
 - (ア) 市史編さん室に職員3名を置き、1名は学問的専門知識を有する者、2名(非常勤嘱託1名、臨時1名)は、事務職員とする。
 - (イ) 市史編さん室長は、正規職員(係長職)とする。
 - (ウ) 当面、上記人員体制でスタートし、事業の進捗状況に応じ、増員してい

く。

7 事務室の設置

市史編さん事業を遂行するため、本郷支所内に松本市史編さん事務室を置く。

このなかで、事務局の設置については、その後、事務局体制、職員体制がかわってきている。詳細はのちに述べる。

(2) 市史編さん準備懇話会

編さん室が設置され、編さん事業が開始されて半年後の平成元年9月1日、市役所東庁舎第2委員会室で、第1回市史編さん準備懇話会が開催された。市から、和合正治市長と大友博幸助役、武井福夫総務部長と大池光総務部次長ら事務局と、懇話会委員が出席した。準備懇話会の委員は、赤羽千鶴、有賀義人、太田守夫、上條千秋、上條宏之、桐原健、小林経廣、高山三千彦、田中邦雄、中川治雄、中島経夫、宮川清治の12氏であった。

市長から各委員に委嘱状が交付され、つづいて、「市史編さん事業を円滑に推進していくために、歴史の研究や編さんに造詣の深い先生方から率直な意見をいただきたい」と市長の挨拶があった。委員紹介のあと、上條千秋委員を会長に選出した。会長から太田守夫委員が職務代理者として指名された。会長が議長として議事を進行した。

編さん準備懇話会の第2回目は、平成元年9月27日に開催され、「松本市史編さん大綱」にもとづいて、委員から提言がなされた。ついで10月26日に、第3回目の会議が、中央公民館において開催された。意見を集約し再検討して、最終的に松本市史の全体構成、編さん事業の長期計画と進めかた、史資料の調査・研究についてまとめられた。

懇話会の提言書は、11月10日午後4時に、懇話会会長の上條千秋氏から、和合正治市長に提出された。市長に提言された内容は、つぎのとおりである。

本懇話会は、「松本市史編さん大綱」でしめされた市史編さんに関する基本的な考え方について、平成元年9月以来3回の審議を重ねてきた。編さん大綱の趣旨、基本方針を前提として、さらに次の諸点について考慮し、編さん事業を進めることを